

第3次碧南市環境基本計画(案)

第3次碧南市環境基本計画構成

第1部 計画の策定にあたって

計画の趣旨、背景、目的、位置付け、対象、期間及び理念について説明しています。

第2部 環境を取り巻く現状と課題

碧南市の環境の現状（自然環境、社会環境、生活環境及び地球環境）、市民及び事業者の意識調査結果を説明しています。また、その結果を踏まえ、第2次碧南市環境基本計画を評価し、環境の保全と想像に向けた課題について説明しています。

第3部 環境の保全と創造に向けた取組

目指すべき環境の将来像、環境基本目標及び施策の体系について説明しています。

第4部 環境の将来像を目指して

第3部で示した環境の将来像の実現のための5つの基本目標に基づく市民、事業者及び行政の役割に応じた取り組むべき事項（行政の取り組む施策、市民の日常生活等における取組及び事業者の事業活動等における取組）について説明しています。

第5部 リーディングプロジェクト

環境の保全と創出に向けた重点テーマに基づく市民、事業者及び行政の協働により実現する事項をリーディングプロジェクトとして説明しています。

第6部 推進体制

計画の推進方針、推進体制及び進行管理について説明しています。

目次

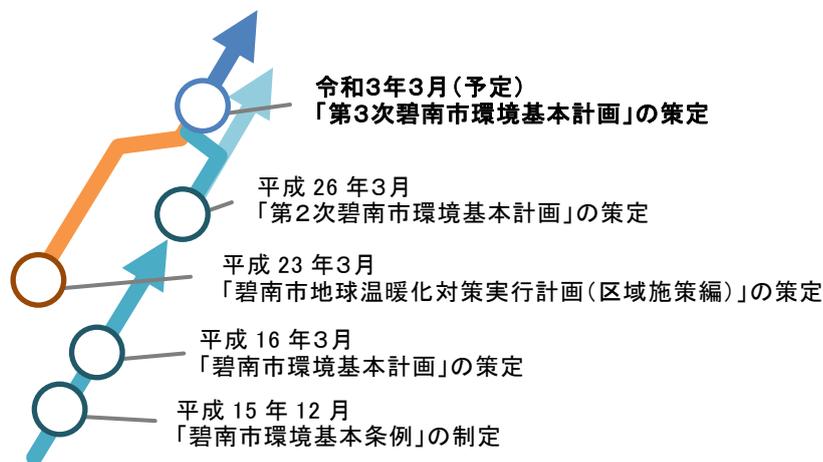
第1部	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨.....	1
2	計画策定の背景.....	1
3	計画策定の目的.....	5
4	計画の役割と位置付け.....	5
5	計画の対象.....	6
6	計画期間と目標年次.....	7
7	計画の理念.....	7
第2部	環境を取り巻く現状と課題	8
第1章	へきなの環境を取り巻く現状.....	8
1	自然環境.....	8
2	社会環境.....	14
3	生活環境.....	17
4	地球環境.....	21
第2章	意識調査の結果.....	31
1	市民.....	31
2	事業者.....	34
第3章	第2次環境基本計画の評価.....	36
第4章	環境の保全と創造に向けた課題.....	38
第3部	環境の保全と創造に向けた取組	39
1	目指すべき環境の将来像.....	39
2	環境基本目標.....	39
3	施策の体系.....	40
第4部	環境の将来像を目指して	42
1	行政の取り組む施策.....	43
2	市民の日常生活等における取組.....	56
3	事業者の事業活動等における取組.....	64
第5部	リーディングプロジェクト	67
1	自然環境の保全・共生.....	68
2	まちづくり・ライフスタイル.....	74
3	ひとづくり・環境意識への種まき.....	78
4	資源循環・低炭素.....	83
第6部	推進体制	87
1	計画推進方針.....	87
2	推進及び活動の体制.....	87
3	進行管理.....	88

第1部

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

碧南市(以下「本市」という。)では、平成16年3月に「環境基本計画(第1次)」を策定し、目標年度を迎えた平成26年3月に「第2次碧南市環境基本計画」を策定し、環境施策に対する様々な取組を進めてまいりました。一方、平成23年3月には「碧南市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定し、地球温暖化への対策に取り組んでまいりました。令和2年度に「碧南市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」が目標年度を迎えることから、環境施策を総合的・計画的に進めるために、環境基本計画の見直しを前倒し、「碧南市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」及び「碧南市生物多様性地域戦略」を包含する「第3次碧南市環境基本計画」を策定することとしました。



2 計画策定の背景

(1) 第2次碧南市環境基本計画策定後の社会情勢等の変化

○ 持続可能な社会の姿を目指す

平成30年4月に閣議決定された国の「第5次環境基本計画」において、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル及び技術など、あらゆる観点からのイノベーションの創出や、持続可能な開発目標^{注1}(SDGs)の考え方も利用して経済・社会的課題に対する「同時解決」を実現し将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしています。また、持続可能な社会を実現する上で、地域資源を持続可能な形で最大限に活用するとともに、幅広い分野における多様な主体者とのパートナーシップの充実、強化の重要性が示されました。

^{注1} 持続可能な開発目標: 貧困に終止符を打ち、地球を保護し、すべての人が平和と豊かさを享受できるようにすることを目指す普遍的な行動目標。

○ 地球温暖化対策の新たなステージへ

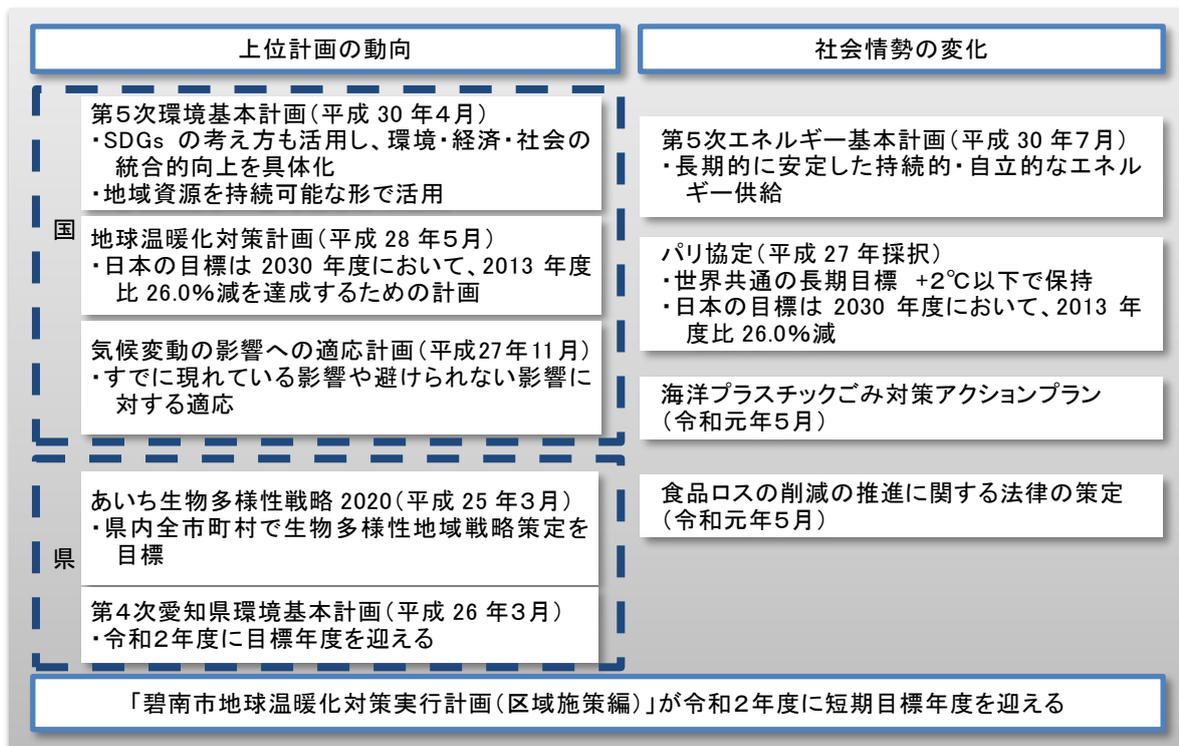
平成27年12月にパリで開催されたCOP21において、「パリ協定」が採択されました。「パリ協定」では、世界共通の長期目標として気温上昇を2℃より十分低く保持することとし、各国の能力に応じた温室効果ガス削減を目指すこととされました。日本は「2030年までに、2013年比で、温室効果ガス排出量を26パーセント削減する」ことを目標とし、目標を達成するために平成28年5月に地球温暖化対策計画を策定しました。さらに、脱炭素社会を目指して2050年までに80パーセントの温室効果ガスの排出削減に取り組むことを盛り込んだ、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を令和元年6月に閣議決定しました。

また、温室効果ガスを削減する緩和策とともに、実際に起こっている地球温暖化に伴う気候変動に適応するための対策(適応策)を取りまとめた気候変動適応計画を平成27年11月に策定しました。

○ 生物多様性の保全(愛知目標)の達成へ

平成22年10月に「いのちの共生を未来に」をテーマに生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が愛知県名古屋市で開催され、国際社会が生物多様性の保全と持続可能な利用を進めていくための世界目標である「戦略計画2011-2020(愛知目標)」が採択されました。

愛知目標では、「自然と共生する世界」を実現するという長期目標のもと、2020年までに「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」とした短期目標が定められました。現在は、ポスト2020生物多様性枠組を検討するプロセスへの参画を呼びかけているところです。



(2) 愛知県における環境行政の動向

○ 第5次愛知県環境基本計画の策定

平成26年5月に「県民みんなで未来へつなぐ『環境首都あいち』」を目標とした第4次愛知県環境基本計画を策定し、①環境と経済の調和のとれたあいち、②安全で快適に暮らせるあいち、③県民みんなが行動するあいち、の3つのあいちづくりに向けて、「人づくり」に重点的に取り組んできました。

その間世界では、SDGsや、環境・社会・企業統治に配慮している企業を重視・選別するESG投資などに注目が集まり、持続可能な社会の構築に向けて環境と経済は切り離せない関係になってきました。また生物多様性条約の愛知目標が2020年に目標年を迎えることから、新たな目標が検討されています。

一方国内では人口減少、少子高齢化が進行しているとともに、自然災害の頻発などインフラ整備の在り方が問われています。こうした世界情勢や社会構造の変化に対応するため、第5次愛知県環境基本計画を策定しました(予定)。

○ 生物多様性地域戦略

平成25年3月に愛知目標の達成に向けた新たな行動計画である「あいち生物多様性戦略2020」を策定しました。この戦略では、「人と自然が共生するあいち」の実現を基本目標とし、開発と生物多様性保全の調和を図る、愛知県独自の「あいち方式」を中核的取組として掲げています。「あいち方式」では、市民、事業者、NPOや行政など地域の様々な分野の人々が共通の目標のもとに協働して、地域本来の自然環境を保全・再生し、人と人とのつながりを育みながら、生き物の生息環境をつなぐ「生態系ネットワークの形成」を図っていくものです。戦略では、数値目標として県内すべての市町村において生物多様性地域戦略を策定することを掲げています。

【環境問題とゆでガエル理論】

カエルをいきなりお湯に入れると、びっくりして飛び出してしまうが、水に入れて徐々に温めると逃げ出すタイミングをなくして「ゆでガエル」になってしまうというのが「ゆでガエル理論」です。環境問題も、私たち、個々の感知範囲を超えており、にわかには気付くことができなかつたり、気付いていても何とかなると楽観しているうちに重大な事態に陥るのです。

環境変化や危機に気付いたら、すぐに対処するように心がけたいものです。



○ 地球温暖化対策の強化

平成17年1月に「あいち地球温暖化防止戦略」を策定し、その後平成24年2月に「あいち地球温暖化防止戦略2020」へ改定し、地球温暖化防止に関する取組を総合的かつ計画的に推進してきました。平成30年2月には新戦略として「あいち地球温暖化防止戦略2030」を策定しました。新戦略では、2030年度の温室効果ガス排出量の削減目標を2013年度比で26パーセント削減することとしています。その目標達成に向け、地球温暖化対策に関する県、事業者及び県民の責務を明確にするとともに、全ての主体の自主的かつ積極的な取組を促すため、平成30年10月に「愛知県地球温暖化対策推進条例」を制定しました。県、事業者および県民の各主体がそれぞれの活動等の中で対策を行い、地球温暖化対策を推進することを求めています。

(3) 碧南市における環境行政の動向

○ 碧南市環境基本条例、碧南市環境基本計画の策定

平成15年12月、環境負荷の少ない持続可能な社会の実現のため、すべての者がパートナーシップに基づく協働のもと、環境が将来にわたって維持されることを基本理念とした「環境基本条例」を制定し、平成16年3月に環境基本条例に基づき、21世紀にふさわしい環境問題に対する取組について、市民、事業者、行政が一体となり実践する方向性等を定めた「環境基本計画(第1次)」を策定しました。平成26年3月には、第1次計画期間の環境を取り巻く情勢の変化を踏まえ、人、自然、地球環境を視野においた第2次碧南市環境基本計画を策定し、環境施策に対する様々な取組を進めてまいりました。

○ 多様な環境問題に対する個別計画の策定

県下唯一の天然湖沼である「油ヶ淵」を中心とした水辺環境の改善を推進するための「生活排水対策推進計画」を平成4年3月に策定し、平成29年までに4回の改定を行ってきました。また、地球温暖化の国際的な動向を踏まえ、平成23年3月に「碧南市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定し多様な環境問題に対する個別計画を策定、改定をし、環境施策の充実を図ってまいりました。ごみの収集及びリサイクル(3R^{注1})については「碧南市一般廃棄物処理基本計画」及び「碧南市分別収集計画(第9期)」を策定及び改定し本市のごみ行政全般についての方向性について定めてまいりました。

○ 市民、事業者、行政との協働及び広域連携

環境基本計画(第1次)策定のためのプロジェクトチーム「へきなん市民環境会議」が環境基本計画策定後も個別施策及びリーディングプロジェクトについて、点検、調整を図りながら

^{注1} 3R:3RはReduce(リデュース:廃棄物の発生抑制)、Reuse(リユース:再使用)、Recycle(リサイクル:再資源化)の3つの頭文字の総称で、この順でごみ減量に取り組むことが求められます。

活動を進めています。また、西三河南部地域(本市、西尾市及び高浜市)において将来にわたり生物多様性の確保に寄与するべく、西三河南部生態系ネットワーク協議会が発足し、活動を進めています。

【生態系ネットワーク協議会】

愛知県では、生態系ネットワーク形成を推進するために、県内を9地域に区分し、地域ごとに大学やNPO、企業、行政等からなる「生態系ネットワーク協議会」を設置しています。

生態系ネットワーク協議会は、普及啓発事業を行うとともに、生態系ネットワーク形成の実施計画を作り、構成団体は実施計画に基づき、それぞれの立場に応じて取組を推進します。

本市は西尾市、高浜市とともに西三河南部生態系ネットワーク協議会の対象エリアに含まれます。【きらきら光る 碧い海～西三河沿岸が育む生きものたちのつながり～】をスローガンに将来にわたって生物多様性の確保に寄与することを目的として取組を展開して行きます。

3 計画策定の目的

第2次碧南市環境基本計画の策定から7年が過ぎ、策定当時にはなかった環境問題にも対応し、人、自然、さらには地球環境を視野におき、先人から受け継いできた本市の豊かで快適な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、第3次碧南市環境基本計画を策定することとなりました。

本計画においては、前計画の見直しを図りながら施策体系を構築し、引き続き、多様な環境施策の持続的展開と発展を目指します。

4 計画の役割と位置付け

環境基本計画は、環境の保全、改善に関する基本的な計画です。本計画に基づき、市民、事業者、行政の各主体が、積極的に環境保全活動を実践することにより、環境負荷を減らし、持続的な発展が可能な社会をつくり、人と自然が共生した快適で住みよい社会を実現し、後世に継承していくことを目指すものです。

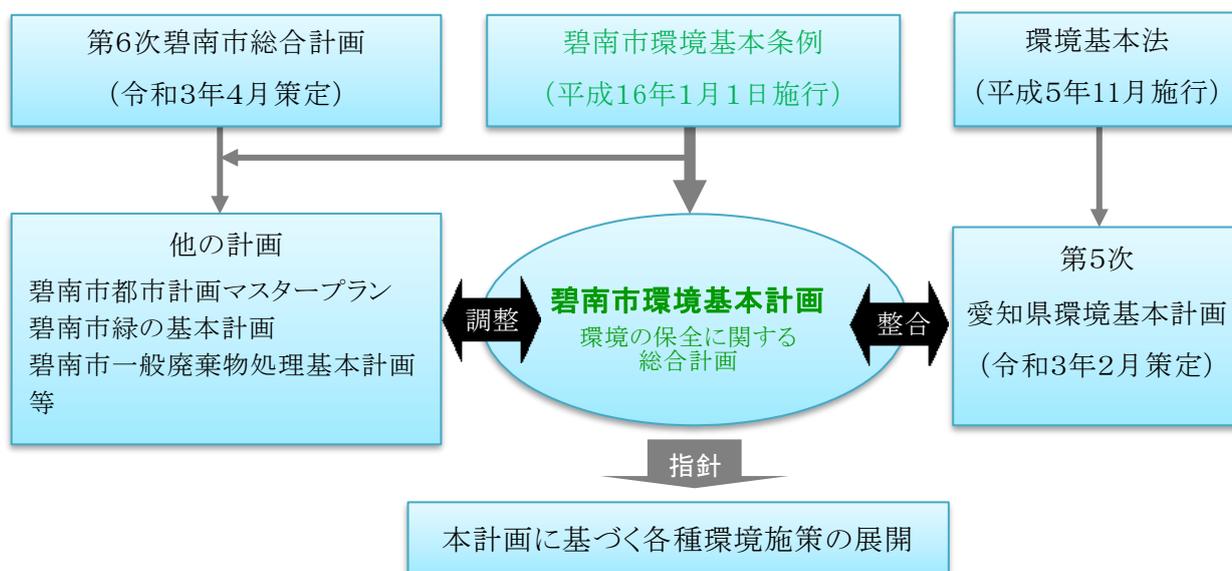
(1) 計画の役割

- ① 実現したい環境将来像(ビジョン)を示します。
- ② ビジョンを実現するため、市民、事業者、行政によって取り組むプロジェクトを示し、パートナーシップに基づいて三者協働で実践する方向性を示します。
- ③ 総合的かつ計画的に環境施策を推進するための計画推進方策を示します。

(2) 計画の位置付け

本計画は、第6次碧南市総合計画における本市の将来像「新たな力とともに創る 笑顔と元気のみなとまち へきなん」の環境面を補完しつつ、碧南市環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全、回復及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定します。また、市が策定し実施する施策のうち、環境に影響を及ぼすと認められるものについては、同条例第10条に基づき、すべて本計画との整合を図るものとします。

なお、この計画は、国及び県の環境基本計画の内容を考慮しつつ、本市独自の環境基本計画としてまとめるものです。



5 計画の対象

(1) 地域の範囲

本市全域を対象範囲としますが、環境の影響については広く地球環境まで視野に入れます。なお、広域的に連携を図っていくべき問題については、近隣自治体等と協力して対処します。

(2) 推進主体の範囲

- ・市民:市内に在住、在勤及び在学する方(市民団体も含む)
- ・事業者:市内の企業及び自営業者
- ・行政:市役所(施策によっては国及び県とも調整)

(3) 環境の範囲

- ・自然環境:矢作川及び油ヶ淵、海岸等の水辺や寺社・仏閣に残る樹林、グラウンド及び緑地等
- ・生活環境:大気、公有水面、交通、騒音、悪臭及びまちの景観等
- ・循環環境:ごみ減量及びリサイクル等

6 計画期間と目標年次

環境の保全、回復及び創造にあたっては、長期的な視点に立つことが重要となります。したがって、本計画は約30年後の令和32年(2050年)を展望しながら、計画期間は令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間とします。なお、環境保全に対する社会情勢、科学技術の進歩、市民意識及び社会ニーズの変化に合わせ、おおむね5年後に計画全体の点検を行うとともに必要に応じて計画の見直しを行います。

7 計画の理念

計画の理念とは、普遍的な考え方で環境に対する認識及び姿勢を明らかにするものです。この計画では、環境基本条例に従い、次の6項目を理念とします。

環境基本計画の理念

- (1) 水と大地の碧(みどり)を育み、自然との共生を図ります。
- (2) 歴史や地域文化を大切にし、より豊かな生活を目指します。
- (3) 将来の世代と共有できる良好な環境を創ります。
- (4) 限りある資源とエネルギーの循環的な有効利用を図ります。
- (5) 地球環境を見据えて、広域的な協働活動を推進します。
- (6) 市民、事業者、行政が良好なパートナーシップの下に実行します。

*理念とは、計画全体にある普遍的な考え方です。

*碧南の「碧」を「みどり」と読み、海の青さと大地の緑を兼ねて表現しています。(以下同じ)

(参考)環境基本条例に示された基本理念

- 第3条 環境の保全は、現在及び将来の市民が恵み豊かな環境を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるように積極的に推進されなければならない。
- 1 環境の保全は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識し、人と自然が共生していくことを目的として行われなければならない。
 - 2 環境の保全は、資源が有限であることを認識して、資源及びエネルギーの合理的かつ循環的利用により、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。
 - 3 環境の保全は、地域の環境が地球環境と密接に関わっていることを認識して、あらゆる事業活動及び日常生活において、広域的な協力のもとに推進されなければならない。

第2部

環境を取り巻く現状と課題

第1章 へきなんの環境を取り巻く現状

へきなんの環境像を描くためには、現在のへきなんの環境を把握し、へきなんの特性にあった望ましい環境像とは何かを考えることが必要です。

本章では、現在のへきなんの環境を取り巻く現状について、自然環境、社会環境及び生活環境、地球環境の4つに分類し、過去から現在までの変遷や特徴を整理します。

1 自然環境

(1) 地形

市内の地形は、碧海台地と、台地を川が削ってできた谷や、土砂が堆積した新田などの低地に分けられます。東に矢作川、西に三河湾に挟まれ、北には県下第二位の大きさの湖沼である油ヶ淵があります。

油ヶ淵は他の湖沼と異なり、自然的・人為的変化を被り易く、特に気温、風雨などの気候条件、地形地質などの地学的条件、あるいは沿岸の農耕活動の条件によって強い影響を受けます。

資料:「碧南市史第1巻」(昭和33年 碧南市)

(2) 植物

植物の水平分布上の区分では暖帯性のシイ・タブ帯に属しますが、市内は殆ど開発されて海岸、神社、寺院などにわずかな植物の群落がみられます。海岸にはクロマツを主とした樹林がありますが、人為の影響で樹種は多くありません。

油ヶ淵の水辺植物の特徴はアシが優占種で、水深1m内外まで根をおろしています。また、マコモも生育しています。油ヶ淵の堤防に生息する植物としては、チガヤ、ススキ等の平地植物が優占します。

矢作川河口の水辺には、オギやアシが生息し、汽水域の植物としてウラギクやアイアシが生息しています。



(3) 動物

陸の動物は植物相が単純なことから、人家が密集しよく開発されているので種類が多くありませんが、市域は水辺に囲まれていることから、水鳥が多く確認されます。矢作川河口やその周辺では、春や秋にはシギ・チドリ類、冬季にはカモ類が多数見られます。

市では、へきなんたんピアエコパークと油ヶ淵で野鳥の観察会を行っています。カルガモ、キジバト、ヒヨドリ、ムクドリ、スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラスなどの市街地で一般的に見られる種や、カワウ、カルガモ、アオサギ、ハクセキレイなど水辺で見られる種や、冬にはオカヨシガモ、ヒドリガモ、マガモ、コガモ、ホシハジロなどのカモの仲間など、毎月20～30種程度が確認されています。そのうち、重要種(第四次レッドリスト「レッドリストあいち2020」 2020年3月掲載種)としてはチュウサギ、バン、カッコウ、ケリ、コアジサシ、ミサゴ、ビンズイなどが確認されています。

矢作川の河口域は、川の水と海水が混じりあうことで、塩分や水温が変化する特異的な環境となっています。川岸には干潟など河口域特有の環境も形成され、その多様な環境のおかげで、カニなどの甲殻類や野鳥など多くの生物を観察することができます。

また、魚類にとって矢作川の河口は淡水魚だけでなく海水魚も見られ、河川と海を行き来する魚類(アユや、二ホンウナギなど)の回遊ルートとなっています。



平成29年の河川水辺の国勢調査では、油ヶ淵の見合橋で夏季と秋季に魚類調査が行われました。その結果、純淡水魚や汽水・海水魚など、夏季に23種、秋季に22種が確認されました。そのうち、重要種(第四次レッドリスト「レッドリストあいち2020」 2020年3月 掲載種)として二ホンウナギ、クルマサヨリの2種、外来種(愛知県移入種対策ハンドブック-ブルーデータブックあいち2012-(愛知県 平成24年)掲載種)としてコイ、タイリクバラタナゴ、コウライモロコ、ギギ、ワカサギ、カダヤシ、ブルーギルの7種が挙げられます。この調査では記録がありませんでしたが、油ヶ淵ではオオクチバス(ブラックバス)も確認されています。

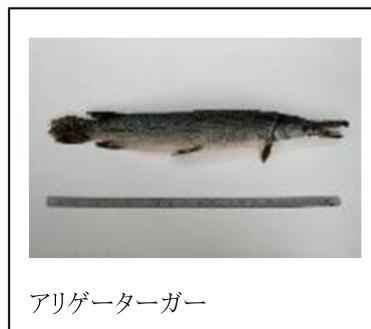
(4) 外来生物

元来その地域にいなかった生物が外部から持ち込まれ定着すると、その地域の生態系や農林水産業、人の生命・身体に被害を及ぼすことがあります。本市でもオオキンケイギク、ヌートリア、アカミミガメ(ミドリガメ)、セアカゴケグモ、スクミリンゴガイ(ジャンボタニシ)などが確認されています。また、刺されると強い痛みのあるヒアリは愛知県内でも確認されており、今後もこのような種の侵入に注意する必要があります。

2018年12月、堀川の河口付近で、イネ科植物「スパルティナ・アルテルニフロラ」(和名:ヒガ

タアシ)が発見されました。「スパルティナ・アルテルニフロラ」は、国内の生態系を脅かす恐れがある「特定外来生物」に指定されていることから、駆除を進めているところです。

また、矢作川ではアリゲーターガーが確認・捕獲されています。ペットとして飼われていた生き物が捨てられ、外来種となって各地で問題になっています。ペットは最後まで責任をもって面倒を見なければなりません。



外来種の問題

外来種とは、人間の活動によって他の地域から持ち込まれた生物のことを言います。

国外から持ち込まれた外来種のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼす恐れがあるとして、外来生物法に基づき「特定外来生物」に指定されたものは、飼育、栽培、保管、移動などが禁止されています。

また、国外からだけでなく、国内の他の地域から持ち込まれても外来種になります。こうした外来種のうち、地域の自然環境や生態系に大きな影響を及ぼすものを「侵略的外来種」と言います。環境省では、平成27年3月に日本の侵略的外来種のリスト(我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト[生態系被害防止外来種リスト])を作成しました。生態系への悪影響を防ぐため、こうした生き物を野外へ放さないことが大切です。

<特定外来生物>

オオキンケイギク、ヌートリア、アライグマ、ウシガエル、ブルーギル、オオクチバス(ブラックバス)、ヒアリなど

(5) 生物多様性

○生物多様性とは

生物多様性とは、長い地球の歴史の中でつくり上げられた、生きものの「つながり」と「個性」のことで、3つのレベルに分けられます。

私たちの暮らしは、生物多様性の様々な恵み(生態系サービス)に支えられていますが、その価値は市場経済の中では見えにくくなっています。生態系サービスを提供する生態系を「自然資本」としてとらえると、価値を劣化させることなく持続的に利用していくために、適切なコストを支払って保全していく必要があります。

我が国の生物多様性には4つの危機があり、現在も進行しています。生物多様性が人の存続の根幹をなしていることから、生物多様性の4つの危機に対処する必要があります。

<生物多様性の3つのレベル>

- ① 遺伝子の多様性(同じ種でも様々な個性があること)
- ② 種の多様性(鳥、魚、昆虫、植物などで多くの種類がいること)
- ③ 生態系の多様性(川や油ヶ淵、農地など様々な生態系があること)

<生態系サービス>

② 供給サービス

食料、燃料、木材、繊維、薬品、水など、人間の生活に重要な資源を供給するサービス。

③ 調整サービス

森林があることで気候が緩和されたり、洪水が起こりにくくなったり、水が浄化されたりといった、環境を制御するサービス。

④ 文化的サービス

精神的充足、美的な楽しみ、宗教・社会制度の基盤、レクリエーションの機会などを与えるサービス。

① 基盤サービス

生息地、栄養、水、土壌の形成など、供給・調整・文化的サービスの供給を支えるサービス。

生物多様性の4つの危機



^{*1}：昔の里山には、里の人が肥料や燃料を得るためにこまめに刈り取りを行い、明るい林床が維持されていました。

^{*2}：その地になかった生物により、地域の生態系や生物の本来の個性が失われてしまいます。

資料：「生物多様性国家戦略 2012-2020」より作成

○世界・国の動向

世界各地での森林・サンゴ礁の消失、過剰利用と非持続可能な利用などによる生物多様性の危機を踏まえ、平成4年に開催された「リオ地球サミット」において「生物多様性条約」が採択されました。

生物多様性条約は、次の3点を目的としています。

- ①生物の多様性の保全
- ②生物資源の持続可能な利用
- ③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分

平成14年の第6回締約国会議において、2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させる目標をふくむ戦略計画が採択されましたが、達成できませんでした。そこで、平成22年に愛知県名古屋市で開催された第10回締約国会議では、2020年を目標とする20の個別目標を含む愛知目標が採択されました。

我が国においては、平成7年に「生物多様性国家戦略」が策定され、点検、見直しが続けられています。平成20年には生物多様性基本法が制定され、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(生物多様性地域戦略)を、自治体にも定めるよう求めています(努力義務)。

○愛知県の現状

愛知県では、平成21年3月に「あいち自然環境保全戦略」を策定し、生物多様性の恵みを持続可能な形で利用でき、身近な自然に触れ合うことを目指す施策を推進してきました。

その後、生物多様性条約の愛知目標を達成するために、平成25年3月に「あいち生物多様性戦略2020」を策定し、令和2年(2020年)を目標として取り組むべき施策の方向を提示しました。

多様な主体の協働の場として、9つの地域ごとに「生態系ネットワーク協議会」を立ち上げ、生物多様性の保全に向けた取組を行っています。また戦略の推進ツールとして、基本的な考え方や手順を示した「自然環境の保全と再生のガイドライン」を策定しました。

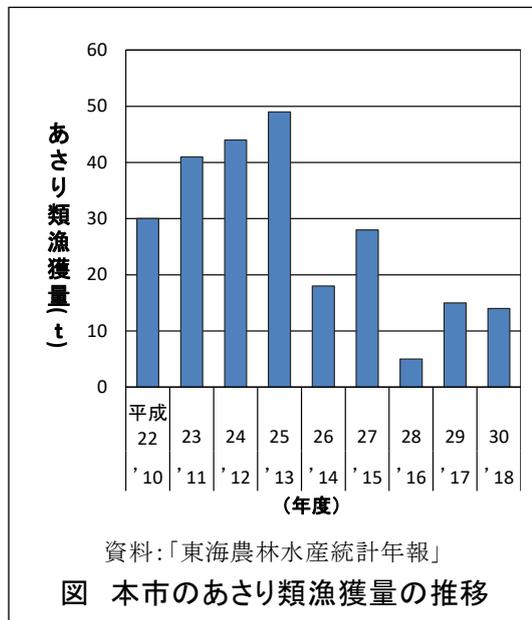
あさりの漁獲量

愛知県のあさは、国内シェア1位を占めています。本市は田原市、西尾市、常滑市に次ぐ漁獲量があり、生物多様性の恵みの一つです。

近年はあさりの漁獲量が減少しており、その要因の一つとして、アサリの餌となる植物プランクトンの減少が指摘されています。海水中の栄養塩類が赤潮や貧酸素水塊の発生の原因とされており、水質改善により栄養塩類は減少しました。しかし、赤潮や貧酸素水塊は依然発生しており、しばしば稚貝の大量死が発生しています。

あさに適した生育環境づくりのために「豊かな海」づくりの検討が続けられています。

資料:「水産業の動き2019」(愛知県)



2 社会環境

(1) 人口

人口は令和2年3月31日現在73,180人で、平成20年をピークに減少していましたが、近年再び増加傾向にあります。

世帯数は29,297世帯で増加傾向が続いており、1世帯当たりの人口は2.50人となっています。

第6次総合計画策定にあたり、将来の人口を本市独自で推計しました。それによると、令和12年まで人口は増加し、年少人口は令和元年から8パーセント減、生産年齢人口は同3パーセント増、老年人口は6パーセント増と推計されています。

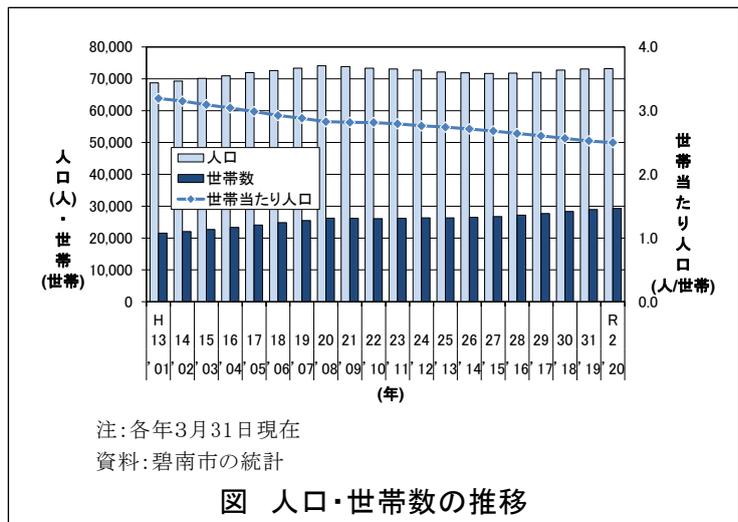


図 人口・世帯数の推移

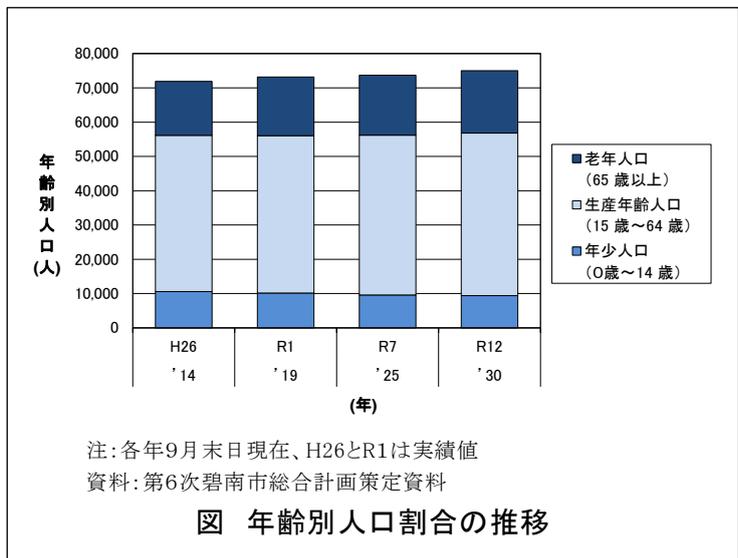


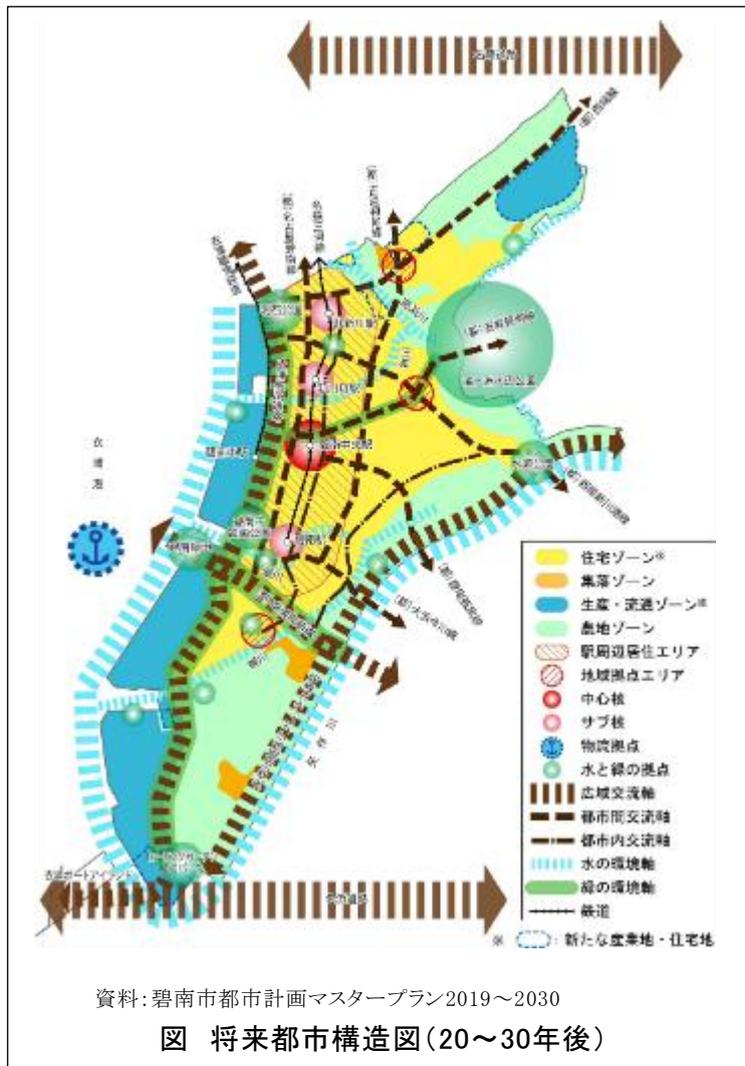
図 年齢別人口割合の推移

(2) 土地利用

本市は東西に8km、南北に12kmの広がりを持ち、本市の面積は35.86km²となっています。本市全体が都市計画区域であり、平成30年度現在、市街化区域は59.0パーセントに当たる2,117haです。

本市では、窯業、鋳物業及び醸造業といった伝統産業が市街地を中心として栄えた経緯があり、現在のような住宅と工場が混在した市街地形成となっています。これらの住工混在地域では、工場の拡張や改築、周辺への環境配慮に苦慮しており、移転先としての新たな工場用地が必要とされています。さらに、旧市街地では、老朽化した木造家屋が多く道路整備の遅れから狭あい道路が多い、いわゆる密集市街地となっており、生活環境や防災活動に対する懸念が持たれています。このため、路地の良さを生かしつつ緊急車両の進入路確保及び市民の避難路確保を図ることが必要であり、狭あい道路を拡幅し住民が安心して安全に住めるまににする必要があります。

市の西側南北に名鉄三河線が運行されており、北新川駅、新川町駅、碧南中央駅及び碧南駅の4駅があり、各駅を中心として商店街が発達しているものの、宅地の市街化区域外縁への拡大により駅周辺の空洞化が進んでいることから、拠点施設の整備や商業地域の活性化及び再編によりその利便性を一層向上させ、集約型の市街地整備を図る必要があります。



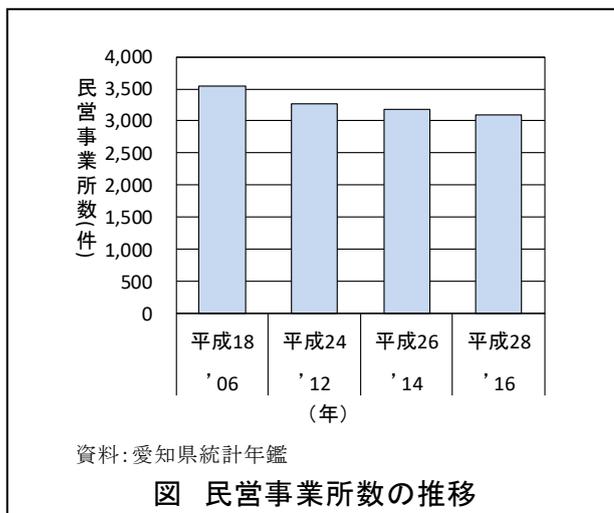
(3) 産業

本市の産業は、窯業、鋳物業及び醸造業等の伝統的産業と衣浦臨海工業地帯にある自動車関連産業等の産業、自然に恵まれた地域での農業及び漁業等の第一次産業が、調和のとれた形で形成されています。

風土を生かし、古くから栄えてきた伝統的産業には、三州瓦、鉢等の窯業、日用品から機械鋳物へと発展した鋳物業、みりん、清酒及びみそ等の醸造業があります。

本市では伝統的産業や自動車関連の企業も多く、広い臨海部の工業専用地域があるものの、住工が混在している地域が広がっており、周辺環境との調和と住工分離の促進を図りながら、住環境の整備や新たな工業用地の確保と整備を進める必要があります。現在、市北部の市街化調整区域の既存工場周辺において、名豊道路へのアクセス性を活かした生産・流通ゾーンの形成が図られています。

露地野菜(にんじん、たまねぎ、かんしょ) や水稲、小麦、大豆等の栽培による農業や、油ヶ淵の内水面漁業、天然の栄養が行き届き魚介類の生育も良い三河湾を中心とした内湾漁業が古来より盛んです。



(4) 歴史・文化・観光

本市は昭和20年代までは白砂青松の海岸と衣浦温泉に多くの観光客が訪れていたものの、昭和30年代からの衣浦臨海工業地帯の整備により海岸はなくなり、その後新たに臨海部に建設された碧南緑地、碧南市臨海公園、碧南海浜水族館及び明石公園等の施設や油ヶ淵花しょうぶ園などが観光施設として利用されています。



(5) ボランティア活動の活発化

ボランティア活動には、道路・公園等の清掃、海浜美化活動(ごみ集め)、植樹、森林の間伐等自然や環境を守るための活動や、社会福祉、防災、芸術文化及びまちづくりのための活動等いろいろな種類の活動がたくさんあります。ボランティアは主体的に行うもので精神的な報酬がボランティア活動の力になります。一人ひとりの人間を大切に、全ての人が共に人間らしく生きられる社会を築くための活動として活発化しています。

3 生活環境

昭和30年代後半に始まる経済の高度成長期において、大気汚染及び水質汚濁を始めとする環境汚染が著しく進行しましたが、住民の健康を保護し、良好で快適な生活環境を保全するために、国をあげて公害防止及び環境保全対策を推進してきました。その結果、最近では国、県、市、市民及び事業者がそれぞれの立場における公害防止努力により全般的に改善されてきています。しかし、産業構造の変化及び消費の多様化等に伴い、有害物質による環境汚染のみならず地球温暖化及びオゾン層破壊を始めとする地球的規模の環境問題についても、身近な問題となってきました。

平成に入ると、増え続けるごみと最終処分場の逼迫に対応するため、各種リサイクル法が整備され、ごみの削減と資源化が進みました。

(1) 大気質

市内の大気状況を把握するため、大気汚染測定所3カ所(県測定所2カ所、市測定所1カ所)を設置し、二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)、光化学オキシダント(O_x)の連続測定を、大気中ダイオキシン類については年4回測定しており、すべての物質について環境基準に適合する状態が続いています。

- 二酸化窒素(NO₂)は、すべての測定所で環境基準に適合する良好な状態が続いており、近年は年平均値が減少する傾向がある。
- 浮遊粒子状物質(SPM)は、概ね環境基準に適合する状態が続いており、年平均値が減少する傾向がある。
- 光化学オキシダント(O_x)については、愛知県ではこれまで警報・重大警報が発令されたことはない。
- 大気中ダイオキシン類は、環境基準に適合する状態が続いている。

(2) 水質

環境基準のうち、健康項目の調査結果が良好であるのに対し、生活項目では油ヶ淵で基準を超える数値が測定されています。油ヶ淵は、水の入れかわりが少なく滞留しやすいうえ水深が浅く、窒素及び燐等の栄養塩類による汚濁負荷量の増加に伴い、富栄養化状態(微生物が異常発生しやすい状態)が進行し、水質が悪化しやすい特質を持っていることが原因と言われています。

- 健康項目(9項目)は、すべての地点で環境基準を満たしている状態が継続している。
- 河川の生活項目の代表的指標であるBODは、長田川以外のすべての地点で環境基準を満たしている状態が続いている。長田川は、令和元年度から環境基準が引き上げられたことにより基準を満たさなかった。近年は、BOD75パーセント値は概ね横ばい傾向である。
- 湖沼の生活項目の代表的指標であるCODは、油ヶ淵(見合橋)でCOD75パーセント値が環境基準を超過した状態が続いている。
- 海域の生活項目の代表的指標であるCODは、すべての地点でCOD75パーセント値が環境基準を満たしている。

(3) 騒音・振動

私たちは、生活環境の違いこそあれ、色々な音に囲まれて生活しています。音は私たちの心に安らぎを与えたり、様々な情報を伝える機能をもつ反面、生活様式の多様化した現代社会においては、時として、私たちにとって不必要で望ましくない音、いわゆる騒音として問題となってくる場合があります。

騒音の種類としては、工場及び事業場の機械騒音、交通騒音及び飲食店等の営業騒音等がありますが、感覚的及び心理的な面において、身近な公害でありながら解決の困難な公害の一つとなっています。

振動においても、騒音と同じように発生源として工場、建設作業及び交通等があり、睡眠障害や心理的な影響があるとされています。

住工混在による工場等の発生源と住宅の隣接の解消が騒音及び振動問題解決の有効な手立てと考えられますが、これが問題解決を困難にしているものの一つでもあります。また、生活様式や個々の価値観の多様化が苦情の発生を多くしている原因にもなっています。

○令和元年度は、市内において環境騒音8地点の調査を実施したところ、昼間及び夜間ともに環境基準を満たしている。

○令和元年度は、自動車騒音常時監視調査を国道247号沿線の4地点で実施したところ、評価区間内の全戸数のうち昼夜ともに環境基準値以下は99.3パーセントである。

(4) 悪臭

私たちは生活様式、産業形態の多様化に伴い、多種多様な臭いに囲まれて生活しています。臭いは、時として私たちの心に、すがすがしさや安らぎを与えるものである反面不快感や嫌悪感を与えるものです。

不快な臭いの原因となる物質は生活環境をそこなうおそれがあるため、悪臭防止法により悪臭物質として22物質が規制されており、規制地域毎に規制基準が定められていました。しかし近年、既存の物質濃度規制では効果が現れない悪臭原因物質の複合臭や特定悪臭物質以外の未規制物質などの原因による事例がいくつか見受けられます。

そこで、これらの事例にも対応するため、人の嗅覚を用いて、気体又は水の悪臭の程度に関する値「臭気指数」により規制する「臭気指数規制」を導入しました。「臭気指数規制」は平成18年10月1日から県内45市町村で適用されました。

また、県民の生活環境の保全等に関する条例により15業種について、毎年悪臭物質の排出の状況について届出が義務づけられています。令和元年度は25件の届出がありました。

(5) 公害苦情

公害苦情は、市民の生活上、大きな問題の一つです。その適切な処理は、市民の健康と文化的な生活を守るために、また紛争の未然防止のためにも必要であり、愛知県西三河県民事務所等の関係行政機関とも協力し早期の解決に努めています。

公害苦情は、工場、事業所等製造業に起因するものが相変わらず多くありますが、日常生活に伴って生じるもの等もあり、複雑多岐にわたっています。

令和元年度に受理した公害苦情は59件あり、主な種別は、大気汚染25件、騒音17件及び悪臭5件で、大気汚染には、屋外焼却の煙に関する苦情も含まれます。

公害苦情の解決のためには、事業者の公害防止意識の高揚はもちろんのこと、日常生活に伴って生じる苦情については、法規制とは別に、良好な隣人関係の確立、各自のモラルの向上が望まれます。

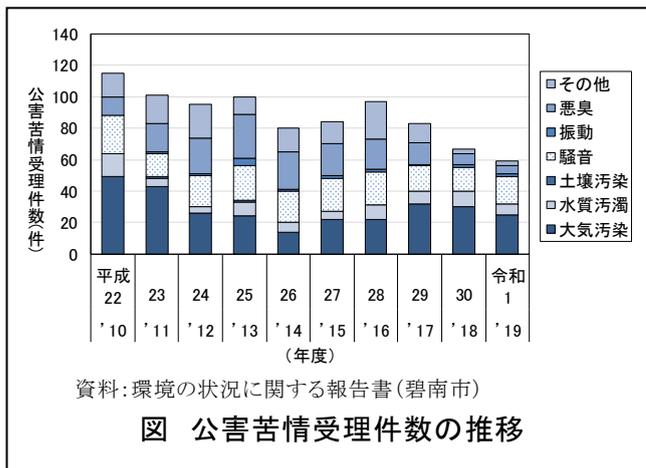


図 公害苦情受理件数の推移

(6) 廃棄物処理

本市におけるごみの総量は、平成21年度以降、減少傾向にあります。資源ごみが減少し、粗大ごみが増加しました。最も収集量の多い可燃ごみは、わずかながら減少しています。1人1日当たりでは横ばいでしたが、3Rの取組が進み平成27年度を境に減少しています。

資源ごみのうち紙類が大きく減少していることが、総量の減少に影響しています。

家庭系ごみ及び事業系ごみの1人1日当たりの排出量は、県の平均、国の平均と比べて多く、まだまだ削減の余地があると考えられます。

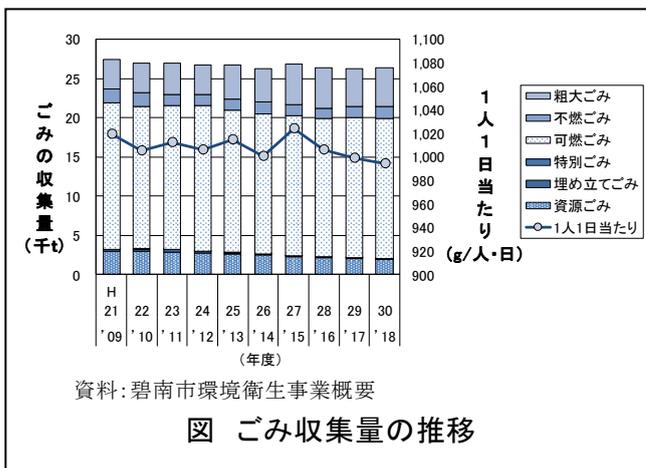


図 ごみ収集量の推移

リサイクル率は平成24年度から26年度にかけて約20パーセントありましたが、近年は低下する傾向があります。

碧南市一般廃棄物処理基本計画(平成30年3月)では、市民1人1日当たり総ごみ排出量を2032年度までに1,013g/人・日とし、リサイクル率を21.0パーセントとすることを目標としています。

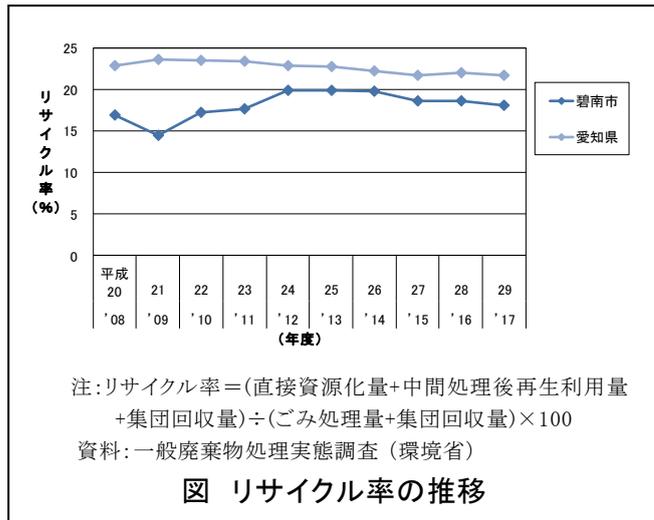


図 リサイクル率の推移

(7) エネルギー・資源

使用電力は、平成25年度以降、減少傾向が続いています。都市ガスは、小売りが自由化された平成28年度以降データ提供がなくなりました。

住宅の省エネ設備では、太陽光を利用した発電機器と二重サッシ又は複層ガラスの窓の導入率が増加しています。太陽光を利用した発電機器は、平成15年では1パーセントに満たない状況でしたが、平成30年では10パーセント近くになりました。二重サッシ又は複層ガラスの窓が一部またはすべてにある住宅は、25パーセントに達しました。

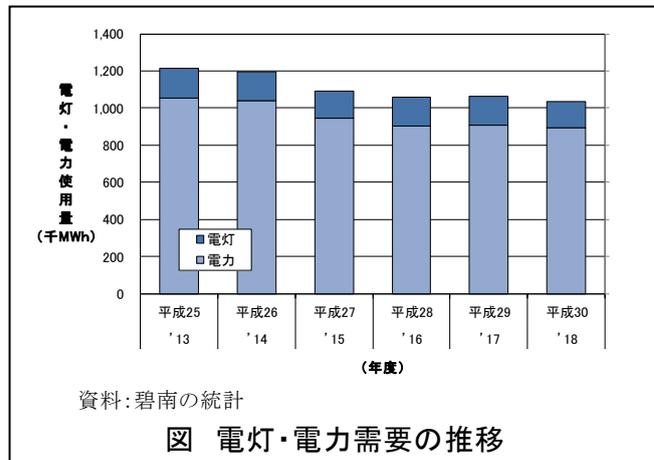


図 電灯・電力需要の推移

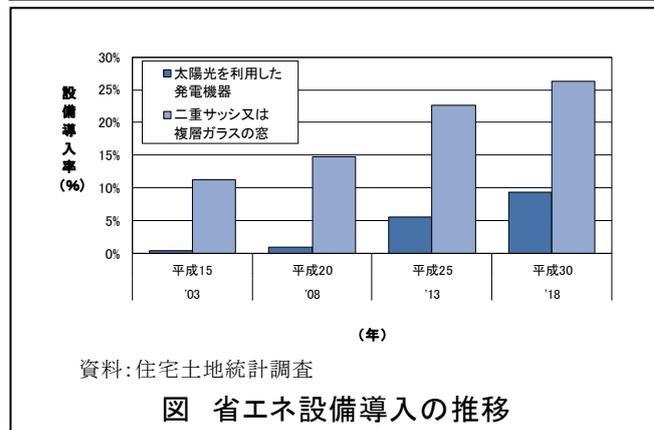


図 省エネ設備導入の推移

瓦屋根は夏涼しく冬暖かい？

碧南市の伝統産業である三州瓦は、真夏の日射や風雨など過酷な条件から住宅を守ってきました。瓦屋根は、熱容量が大きく直射日光の熱を吸収し、さらに瓦の葺き合わせ部分に空気の層があり、適度に換気されることから、野地板(屋根材の下地)の温度上昇を抑えることがわかっています。また、冬季は熱を外に逃がしにくく、瓦屋根は「夏涼しく冬暖かい」といわれています。

資料: 愛知県陶器瓦工業組合HP

4 地球環境

(1) 海洋ごみ

プラスチックごみがポイ捨てなどで海に流れ出て、海の環境を汚し、海の生きものに悪い影響を及ぼしています。クジラやウミガメ、イルカ、海鳥などがビニール袋などを餌と間違えて食べたり、体に絡まったりして命を落とす例が報告されています。また、プラスチックごみが細かく砕かれたマイクロプラスチックは、より小型の生物(魚や貝)が餌と間違えて食べてしまうことがあります。

本市でも清掃活動などでごみを拾っていますが、それでも回収できないごみは、プラスチックごみとして海の生きものに悪影響を与えている要因になっています。

3Rの一環で、買い物の際にマイバッグを持参してレジ袋をもらわない行動や、詰め替え製品を選ぶ行動は定着しつつあります。企業でもストローや包装を見直す動きが出てきました。令和2年7月1日からは、全国の小売店でレジ袋の有料化がスタートしました。

環境省では、そうした様々な取組を応援し、さらに広げていくために、「Plastics Smart(プラスチック・スマート)」キャンペーンを実施しています。

プラスチックごみを減らすための行動

- ・マイバッグを持参し、レジ袋はもらわない
- ・マイボトルを持ち歩き、プラスチックのカップを減らす
- ・マイ箸を持ち歩き、プラスチックのスプーンやフォークを減らす
- ・プラスチック製のストローの使用を控える
- ・スーパーなどで食品を小分けにするポリ袋の使用を減らす
- ・詰め替え用ボトルなど繰り返し使えるものを選ぶ
- ・食品の保存はふた付き容器を使い、ラップの使用を減らす
- ・買い物のときには簡易包装を頼む
- ・海・川・山のレジャーではごみを持ち帰る
- ・屋外で出たごみは家に持ち帰って処分する
- ・河川敷や海岸の清掃活動に参加する
- ・ごみは所定の場所・時間に、分別して出す
- ・ごみのポイ捨て、不法投棄はしない

資料:政府広報オンライン



矢作川のごみ

(2) 温室効果ガス排出量

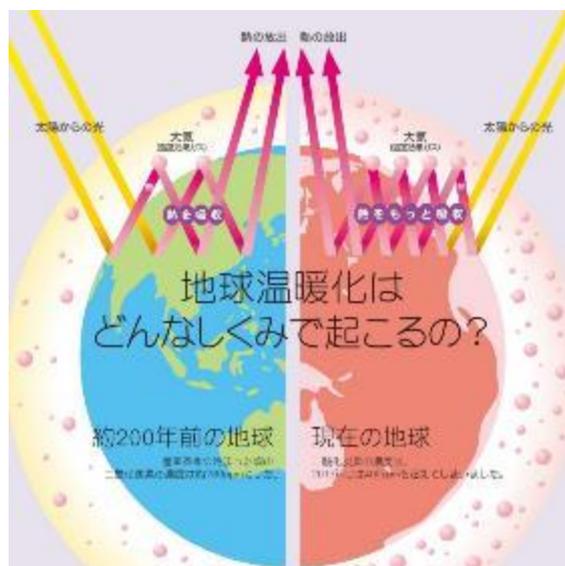
ア 地球温暖化対策の動向

○ 地球温暖化とは

太陽から地球に降り注ぐ光は、地球の表面を暖め、そこから放射される熱を大気中の水蒸気、二酸化炭素、メタンなどの温室効果ガスが吸収し大気を暖めています。これが温室効果で、温室効果ガスがなければ、地球の平均気温は -19°C くらいと予想されますが、温室効果ガスの効果によって、現在の平均気温である 14°C くらいとなっています。

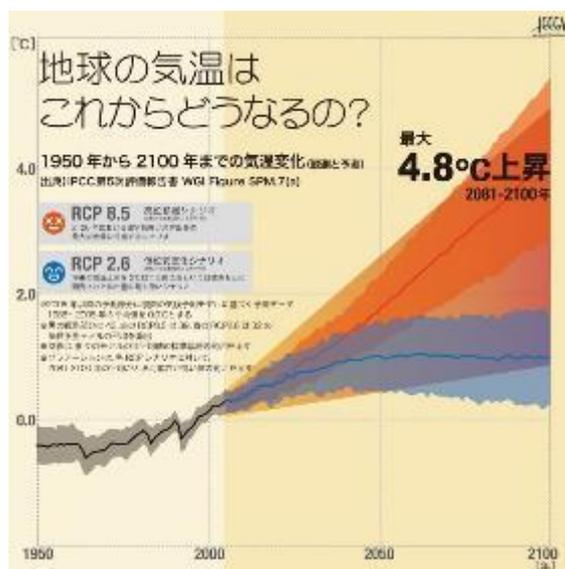
近年、産業活動が活発になり、二酸化炭素、メタン、さらにはフロン類などの温室効果ガスが大量に排出されて大気中の濃度が高まり熱の吸収が増えた結果、気温が急激に上昇し始めています。これが地球温暖化です。

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)は、平成25年に第5次評価報告書をまとめました。これによると、1880年から2012年の間で、世界平均地上気温は 0.85°C 上昇しており、最近30年の各10年間の世界平均地上気温は、1850年以降のどの10年間よりも高温であると報告されています。



出典) 温室効果ガスインベントリオフィス 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイトより

図 温室効果ガスと地球温暖化メカニズム



出典) 温室効果ガスインベントリオフィス 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイトより

図 1950～2100年までの気温変化(観測と予測)

地球温暖化による気候変動には、熱中症に加えて、洪水や豪雨などの災害、食糧不足など様々なリスクがあります。森林による二酸化炭素の吸収、農山漁村に豊富に存在するバイオマスや太陽光、水力及び風力等の再生可能エネルギーの利用により、温室効果ガス排出量を削減することが期待されています。



出典) 温室効果ガスインベントリオフィス 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイトより

図 気候変動による将来の主要なリスク

○ パリ協定の締結

平成27年にパリで開催された国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)において、気候変動問題に関する国際的な枠組みであるパリ協定が採択され、翌年発効しました。パリ協定では、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすることを長期目標に掲げ、途上国を含むすべての参加国に温室効果ガスの排出削減の努力を求めています。

さらに、現在すでに、農作物の品質の低下や、短時間の強雨などの災害、熱中症搬送者の増加など、気候変動によると考えられる現象が見られます。こうした影響への「適応策」も地球温暖化対策の一つとして重要になっています。

○ パリ協定の目標達成に向けた我が国の取組

「地球温暖化対策計画」では、「2030年までに、2013年比で、温室効果ガス排出量を26パーセント削減する」目標を達成するために、環境に配慮した低炭素化、脱炭素化の生産活動を推進するとともに、温暖化した気候に適応した強靱なまちづくりを進めています。さらに、こうした分野における我が国の技術及び知見を、国際協力等を通じて普及する等、国際的な課題の解決にも積極的に貢献していくこととしています。

平成30年に公表されたIPCCの特別報告書においては、パリ協定の長期目標を達成するためには「2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされており、実質ゼロに向けた動きが始まっています。

○ 碧南市における地球温暖化対策

本市では、平成23年3月に「碧南市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(以後「実行計画」という。)を策定し、平成29年3月に改定しました。その計画において、温室効果ガス排出量の短期目標として、令和2年度(2020年度)において、基準年度(平成20年度)比15パーセント削減を設定しました。

○ 実行計画の見直し

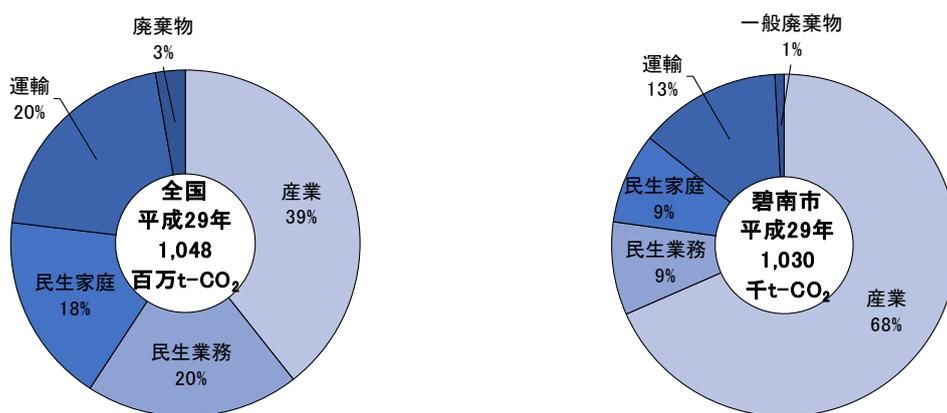
本市では、実行計画に基づき、節電の呼びかけや、省エネ設備等の設置補助金制度、碧のエコプランなどの温暖化対策を進めてきました。

しかしその後、電気・ガスの小売自由化に伴い、使用量の実態把握が困難になり、市独自の手法による温室効果ガス排出量が算定できなくなりました。そのため本計画では、温室効果ガス排出量について、実績に基づく市独自の推計方法から、環境省が提供する「部門別CO₂排出量の現況推計」に基づき動向を把握することにしました。またパリ協定の発効に基づき国の温暖化対策が強化されたことから、削減目標を見直すことにしました。

イ 排出量の動向

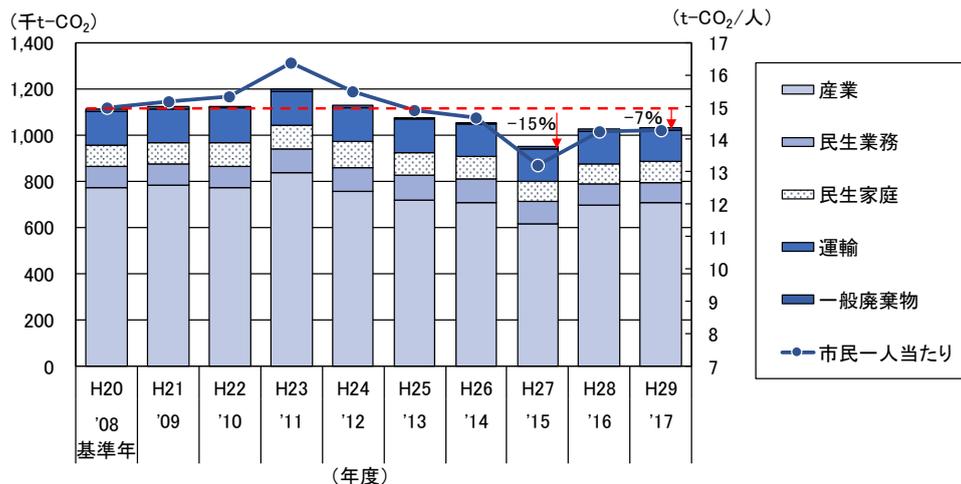
平成29年度における本市の温室効果ガス排出量の内訳を全国と比較すると、本市は産業の割合が高いことが特徴です。

温室効果ガス排出量の推移では、平成20年度以降しばらく横ばい状態でしたが、平成23年度にいったん増加しました。その後は減少傾向が続き、平成27年度は平成20年度比15パーセント程度まで減少し、目標を達成できたかに見えましたが、再び増加に転じました。平成29年度の排出量は、平成20年度から7パーセント減少にとどまっており、短期目標である令和2年度に基準年度(平成20年度)比15パーセント削減の達成は、楽観できない状況です。



注: 全国は、エネルギー転換部門を含まない。
資料: 部門別CO₂排出量の現況推計(環境省)

図 温室効果ガス排出量の内訳(平成29年度)



資料: 部門別CO₂排出量の現況推計(環境省)

図 温室効果ガス排出量の推移(碧南市)

ウ 排出量の将来予測

温室効果ガス排出量の将来予測は、今後、特に対策を行わず、現在の生活スタイルや事業スタイルが将来も続いたとき(現状趨勢(BAU)ケース)により求めます。

将来の部門別排出量は、以下の式で求められます。現在の部門別排出量に、経済活動や人口・世帯数など、各部門の排出量に影響のある活動量の増減を反映させたものになります。

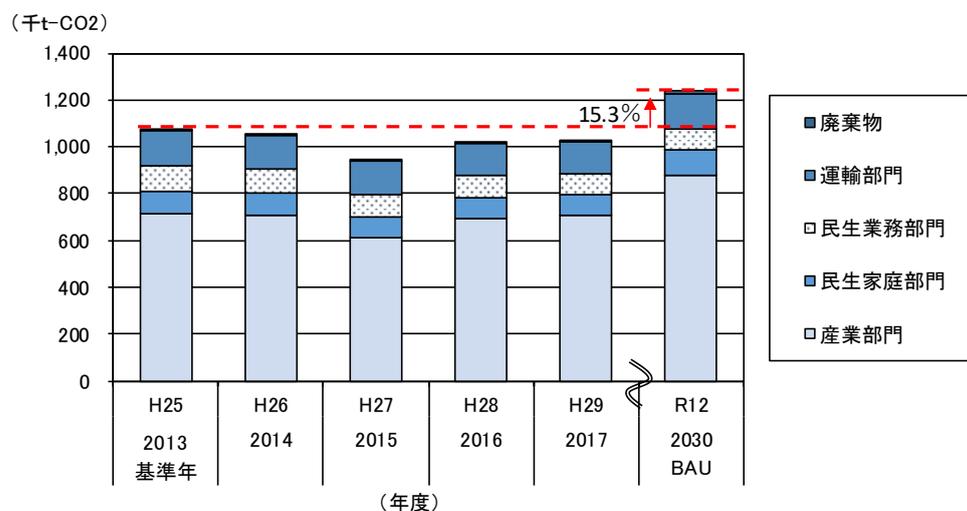
【部門別排出量】

$$\begin{aligned}
 & (\text{現在の部門別排出量}) \times (\text{各部門に影響のある活動量の伸び率}) \\
 & = (\text{将来の排出量})
 \end{aligned}$$

表 活動量の将来の伸び率の考え方

部門		活動量	将来の伸び率の考え方
産業	製造業	製造品出荷額等	「長期エネルギー需給見通し」(資源エネルギー庁 H27.7)のGDP伸び率1.7%/年で推移する。
	建設業・鉱業、農林水産業	従業者数	減少傾向にあることから安全側を見て現状維持とした。
民生業務部門		従業者数	過去5年間の動向で直線的に推移する。
民生家庭部門、廃棄物		世帯数	平成25～平成29年度値から直線近似した将来の世帯あたり人口で、「第6次碧南市総合計画」(令和3年3月)の本市目標値の人口を除いて、将来の世帯数を求めた。
運輸	自動車	旅客は人口、貨物は産業・業務その他部門排出量	人口は、「第6次碧南市総合計画」(令和3年3月)の本市目標値の人口とした。
	鉄道	旅客数	近年は増加傾向にあるものの過去には減少も見られたため、現状維持とした。

前述の想定に基づく令和12年度(2030年度)における温室効果ガス排出量は、過去5年間で最も排出量の多い基準年の平成25年度から15.3パーセント増加する見込みです。



資料: 部門別CO₂排出量の現況推計(環境省)

図 二酸化炭素排出量(碧南市)の将来予測

部門別に見ると、民生業務部門が基準年度の平成25年度に比べ、16.6パーセントの減少が見込まれますが、その他の部門では増加の見込みであり、全体では令和12年度(2030年度)に1,239.4千t-CO₂となり、平成25年度の1,075.2千t-CO₂から15.3パーセント増加する見込みです。

表 部門別温室効果ガス排出量の将来推計

(単位: 千t-CO₂)

年 度	平成25年 基準年	平成29年	令和12年(2030年)BAU	
			排出量	基準年比
産業部門	714.6	704.5	875.4	22.5%
民生業務部門	108.2	90.6	90.3	-16.6%
民生家庭部門	97.6	88.5	112.1	14.8%
運輸部門	145.8	137.6	150.5	3.2%
一般廃棄物	9.0	8.8	11.2	23.7%
合計	1,075.2	1,030.0	1,239.4	15.3%

注: 表中の数字は小数点以下四捨五入したものであるため、合計が合わない場合がある。

エ 温室効果ガス削減目標

国の地球温暖化対策計画では、温室効果ガス排出量の削減目標を令和12年度(2030年度)に平成25年度(2013年度)比で26パーセント削減することを目標としています。

表 地球温暖化対策計画の目標

(単位:百万t-CO₂)

年度	平成25年度(2013年度) 基準年		令和12年度(2030年度) 目標年	
	排出量	割合	排出量目安	削減率
産業部門	429	35.5%	401	-6.5%
業務その他部門	279	23.1%	168	-39.8%
家庭部門	201	16.6%	122	-39.3%
運輸部門	225	18.6%	163	-27.6%
非エネ起源CO ₂	75.9	6.3%	70.8	-6.7%
合計	1,209.9	-	924.8	-23.6%

注1:エネルギー転換部門CO₂及びCO₂以外を除く。

注2:エネルギー起源CO₂は整数、非エネ起源CO₂は小数点以下第1位で表記されているものを便宜上そのまま合計した。

注3:国の削減目標-26%は、CO₂以外のガスの排出や森林吸収等を考慮したもの。

注4:表中の数字は小数点以下四捨五入したものであるため、合計が合わない場合がある。

資料:「地球温暖化対策計画」(環境省)

目標年度における本市の排出量を、国の地球温暖化対策計画の部門別削減率を当てはめると次のとおりで、基準年から15.7パーセント削減となります。

表 部門別温室効果ガス排出量の目標値

(単位:千t-CO₂)

年度	平成25年度 (2013年度) 基準年	平成29年度 (2017年度)	令和12年度(2030年度)		
			目標 排出量	基準年比	対基準年 削減量
産業部門	714.6	704.5	667.9	-6.5%	46.6
民生業務部門	108.2	90.6	65.2	-39.8%	43.1
民生家庭部門	97.6	88.5	59.2	-39.3%	38.3
運輸部門	145.8	137.6	105.6	-27.6%	40.2
一般廃棄物	9.0	8.8	8.4	-6.7%	0.6
合計	1,075.2	1,030.0	906.4	-15.7%	168.8

注:表中の数字は小数点以下四捨五入したものであるため、合計が合わない場合がある。

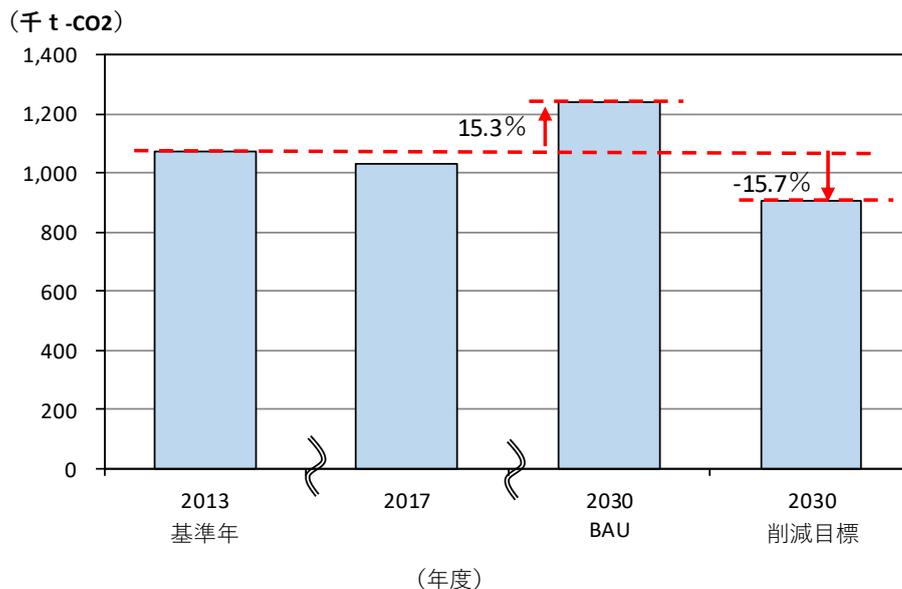


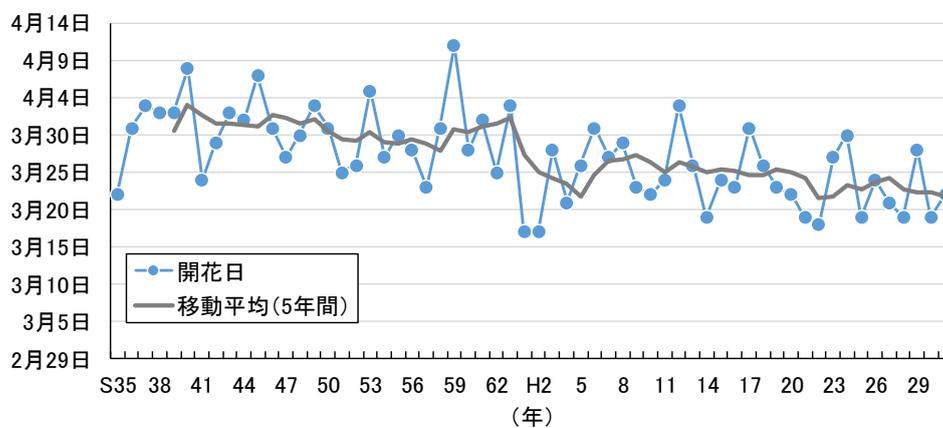
図 温室効果ガス排出量の将来予測と削減目標

オ 適応策

平成30年6月、「気候変動適応法(以下「適応法」という。)」が成立し、同年12月1日に施行されました。適応法では第4条において、地方公共団体に「その区域における自然的・経済的・社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進」が定められました。

わが国では平成30年11月に「気候変動適応計画」が閣議決定されました。農業、森林・林業、水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害・沿岸域、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活、基盤的施策の8分野において影響や緊急性を評価し、必要な施策を整理しました。

名古屋地方気象台の観測によれば、桜の開花日が少しずつ早くなっており、地球温暖化の影響が疑われます。

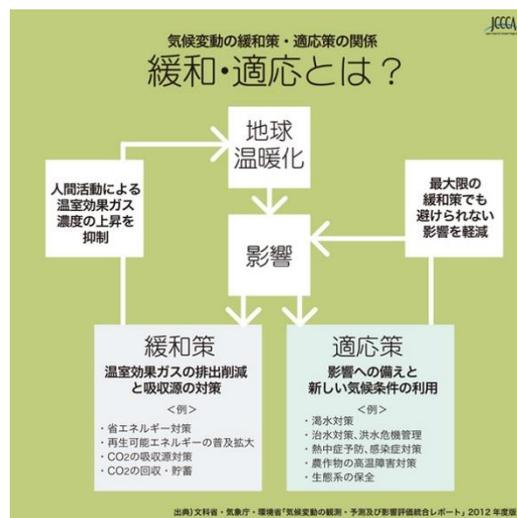


資料: 気象庁HP

図 桜の開花日の推移(名古屋地方気象台)

愛知県では、令和2年に「愛知県気候変動適応計画」を取りまとめ、将来予測される影響と対策事例を整理したところです。

本市においても、現状の対策や影響を把握して、必要な対策を実施する必要があります。



資料: 温室効果ガスインベントリオフィス 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>)より

(3) 持続可能な開発目標(SDGs)

SDGsは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標です。持続可能で包摂性のある社会の実現のため2030年を期限とした、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」です。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



持続可能な開発は、「将来の世代が受ける恩恵を損なわずに、現世代のニーズを充足する開発」と定義されています。環境汚染や気候変動の影響が深刻さを増すなか、格差、持続可能な消費や生産、気候変動、生物多様性の保全など開発をめぐる国際的な課題は、開発途上国だけではなく、先進国も含めてすべての国が取り組む必要があります。

我が国では、内閣に持続可能な開発目標(SDGs)推進本部を設置し、関係行政機関相互の連携を図り、施策を推進しています。

本市の環境基本計画は、1、5、10、16を除く以下のゴールの達成に貢献すると考えられます。

持続可能な開発目標		
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p> <p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p> <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p> <p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p> <p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する</p>	 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>強靭なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	

第2章 意識調査の結果

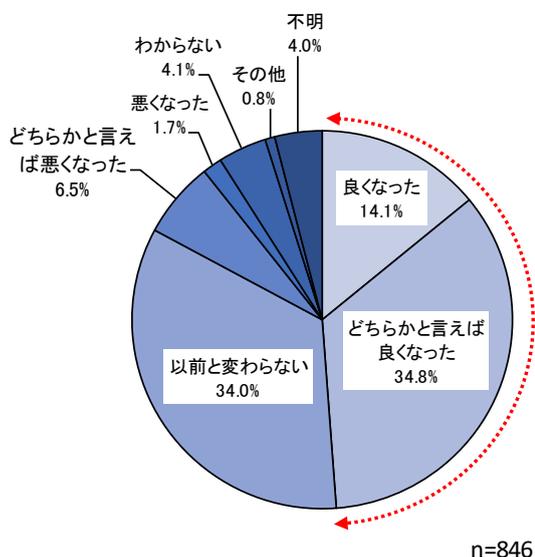
令和元年10月に環境基本計画改定のための基礎資料を得ることを目的に、意識調査を行いました。本市全域の20歳以上の市民2,000人及び200事業者を対象に、郵送により配布・回収を行い、回収率42.3パーセントでした。

	配布数	回収数	回収率
市民	2,000	846	42.3%
事業者	200	112	56.0%

1 市民

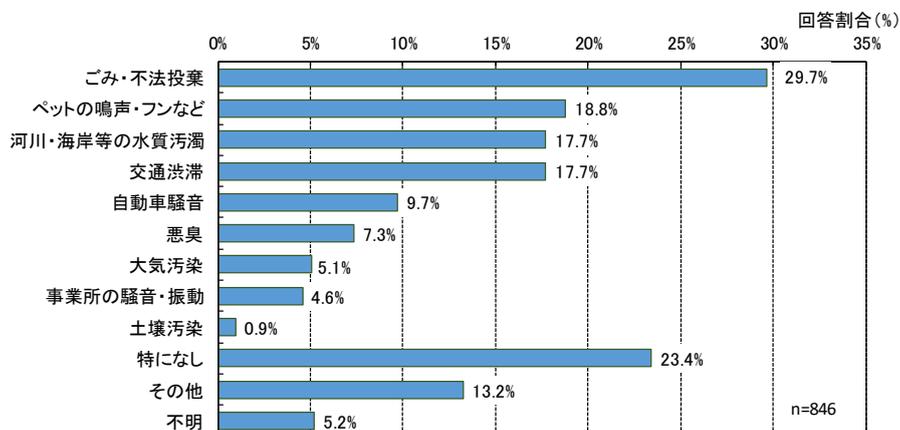
(1) 現在住んでいる環境について

現在住んでいる環境は、以前(10年前、転居後10年未満の方は転居時)と比べて良くなった(「良くなった」+「どちらかと言えば良くなった」)は48.9パーセントで、概ね良くなったと評価されています。



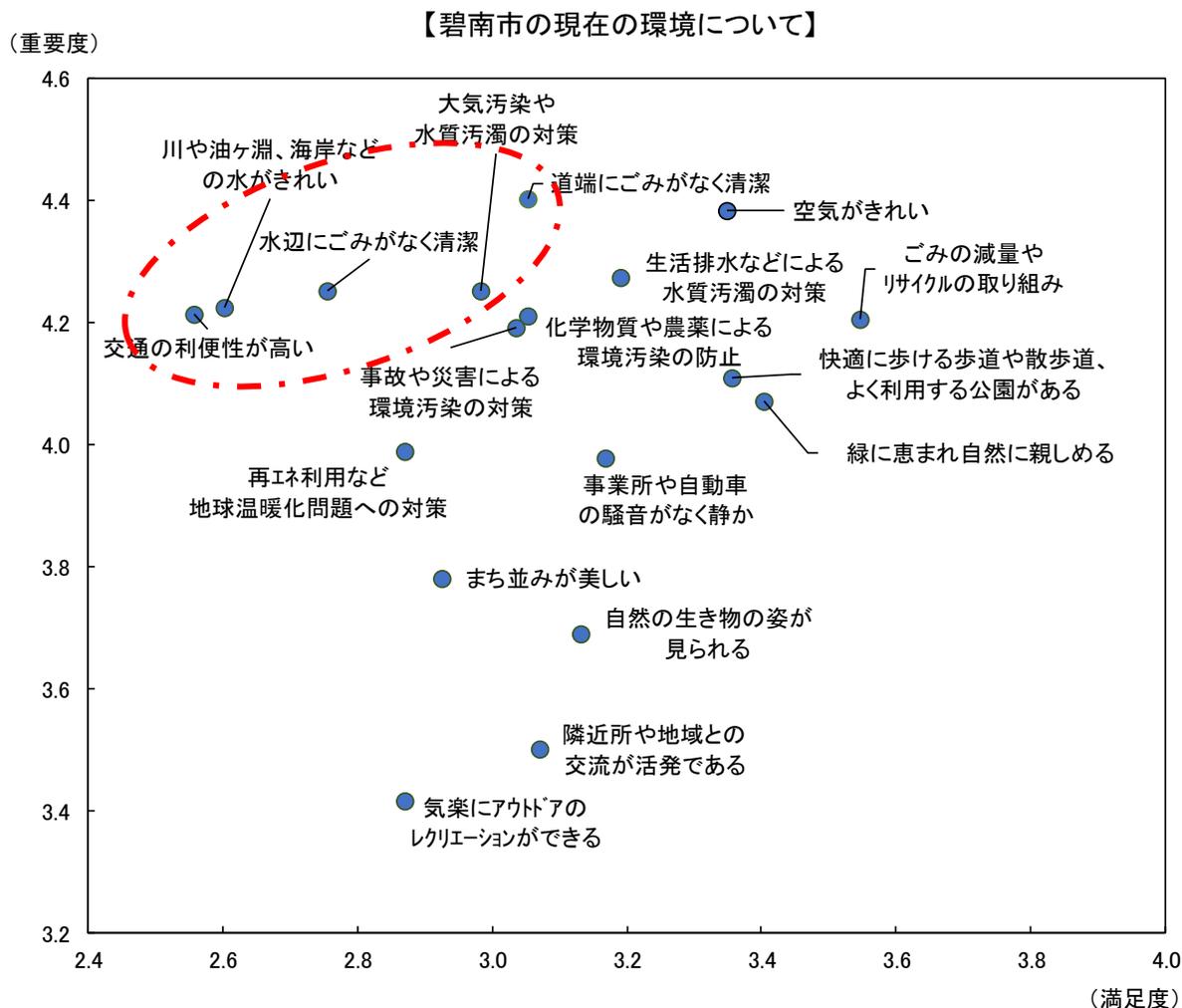
(2) 碧南市で問題、迷惑に感じることについて

問題、迷惑に感じることは、「ごみ・不法投棄」や「ペットの鳴声・フンなど」があり、「その他」では、樹木の剪定・雑草等、道路交通の不満、騒音、野焼き等の悪臭などが挙げられました。通常の「公害」の枠組み以外の問題への対応が望まれています。



(3) 環境の満足度・重要度について

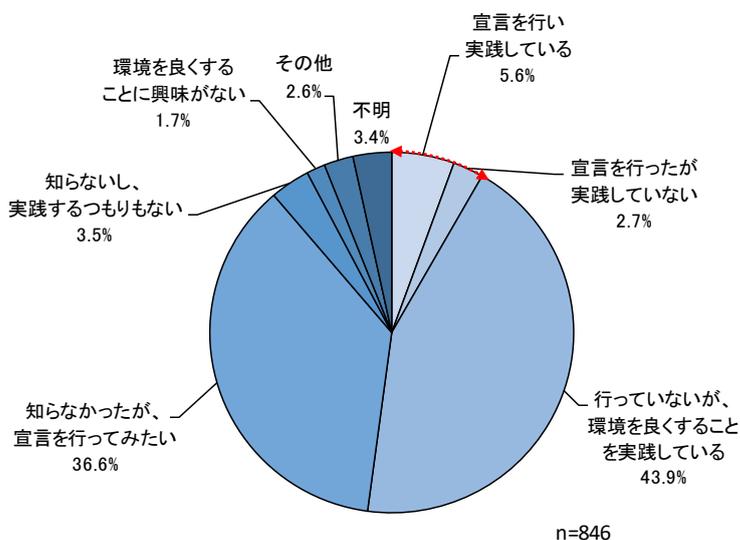
満足度が低く、重要度が高く、対策が急がれるものは、「交通の利便性が高い」、「川や油ヶ淵、海岸などの水がきれい」、「水辺にごみがなく清潔」、「大気汚染や水質汚濁の対策」、「道端にごみがなく清潔」等でした。



$$\begin{aligned}
 \text{満足度} \cdot \text{重要度} = & \{ (\text{「満足} \cdot \text{重要」の回答数}) \times 5 + (\text{「やや満足} \cdot \text{やや重要」の回答数}) \times 4 \\
 & + (\text{「どちらともいえない」の回答数}) \times 3 + (\text{「やや不満} \cdot \text{さほど重要ではない」の回答数}) \times 2 \\
 & + (\text{「不満} \cdot \text{重要ではない」の回答数}) \times 1 \} \\
 & \div (\text{回収数} - \text{不明数})
 \end{aligned}$$

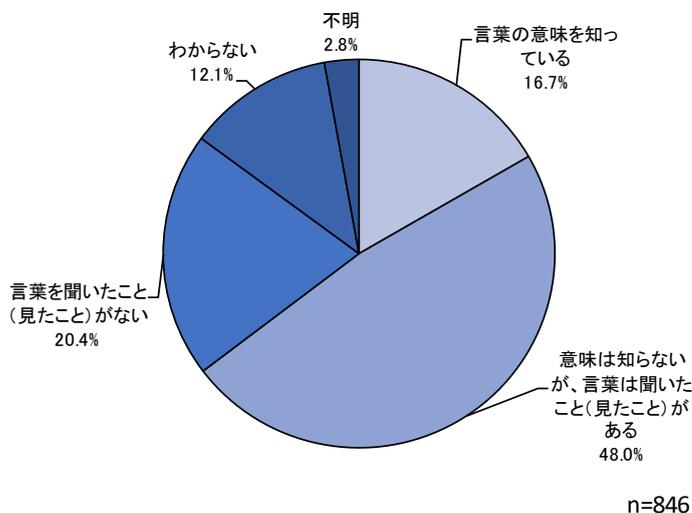
(4) 「私の環境宣言」について

身近で出来る環境によいことを宣言し、登録する「私の環境宣言」を行ったのは、全体の8.3パーセントでした。「行っていないが、環境を良くすることを実践している」が43.9パーセントで最も多く、次いで「知らなかったが、宣言を行ってみたい」が36.6パーセントでした。



(5) 「生物多様性」について

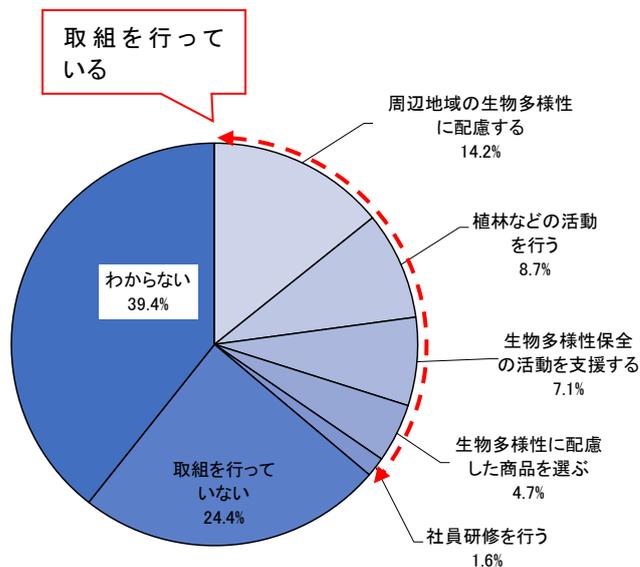
「生物多様性」という言葉については、「意味は知らないが、言葉は聞いたこと(見たこと)がある」が48.0パーセントで最も多く、次いで「言葉を聞いたこと(見たこと)がない」で20.4パーセント、「言葉の意味を知っている」で16.7パーセントでした。



2 事業者

(1) 生物多様性の保全について

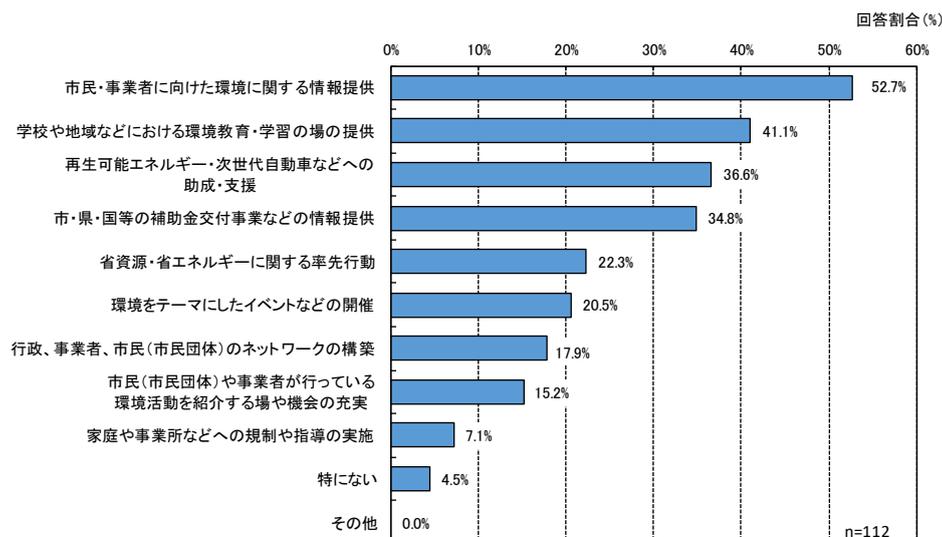
生物多様性の保全について実施している取組については、「わからない」が39.4パーセントで最も多く、次いで「取組を行っていない」が24.4パーセントでした。取組を行っている中では「周辺地域の生物多様性に配慮する」が最も多く14.2パーセントでした。



n=112

(2) 行政への要望について

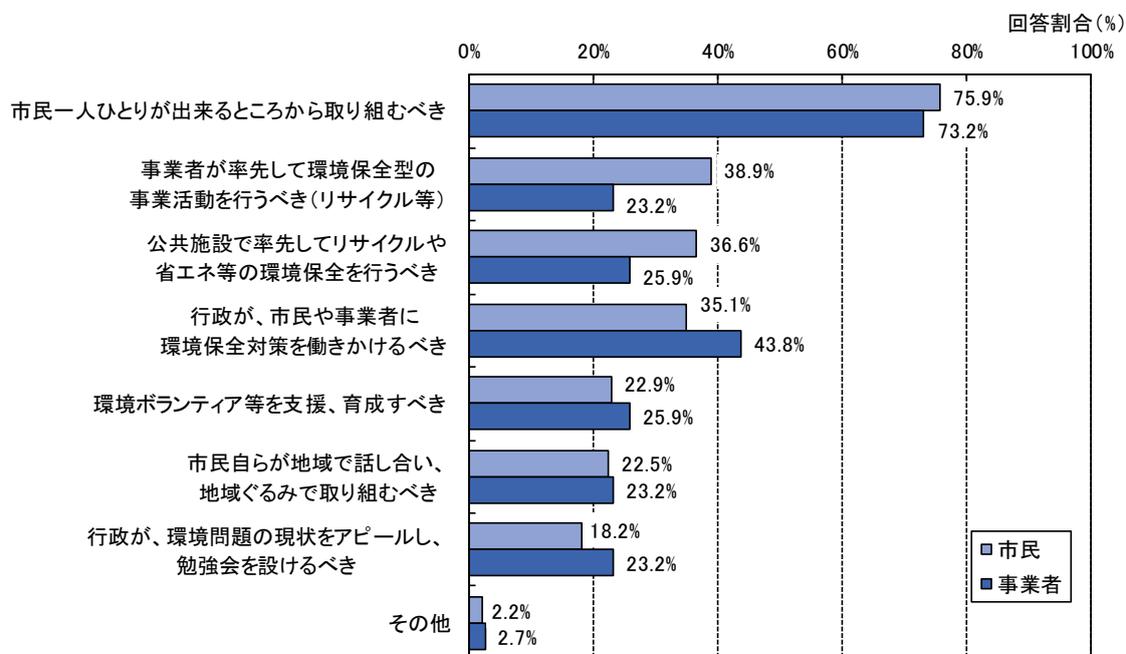
本市をより良い環境にするために行政(碧南市)がすべきことは、「市民・事業者に向けた環境に関する情報提供」が52.7パーセントで最も多く、次いで「学校や地域などにおける環境教育・学習の場の提供」が41.1パーセント、「再生可能エネルギー・次世代自動車などへの助成・支援」が36.6パーセントでした。



n=112

(3) 環境保全活動への取組について

市民と事業者で同じ質問をしました。環境保全を推進するためには、「市民一人ひとりが出るところから取り組むべき」が市民、事業者ともに最も多くなりました。



第3章 第2次環境基本計画の評価

ここでは、第2次環境基本計画の4つの基本目標について評価します。

第2次環境基本計画の推進により、市民との協働が浸透し、環境は現状の悪化を防ぐことができています。今後はさらに、生物多様性やSDGsなど新たな視点からの取組が求められています。

基本目標	現状のまとめ
<p>自然環境の保全</p> <p>自然と市民が豊かな触れ合いのある共生のまちづくりを目指します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○水辺の美化活動には多数の市民が参加している。 ○油ヶ淵では葦刈りや近隣でのホタル飼育等の保全活動が行われている。 ○水族館でビオトープを造成した。 ○生態系に大きな影響を及ぼす外来種が見つかり、随時駆除している。 ○油ヶ淵では毎月水質を市民が調査している。 ○意識調査では、生物多様性という言葉についての認知度は低い。
<p>まちづくり</p> <p>市民が環境に配慮し、健康で安心な活気のある生活を送れるまちづくりを目指します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○大気汚染や水質汚濁、騒音などは環境基準を概ね満たしている状態が続いている。意識調査でも事業者が法令順守を徹底している姿勢がうかがえる。 ○油ヶ淵は、CODが環境基準を超過した状態が続いている。 ○公害苦情では、屋外焼却に関する苦情が半数程度を占めている。 ○景観では、ごみのポイ捨てや、雑草・植栽の管理に対する不満が多い。
<p>ひとづくり</p> <p>地球的視野で環境を考え、率先して環境保全行動を起こすひとづくりを目指します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○人材育成や環境教育の推進には長期的な視点が必要である。 ○環境リーダー養成講座受講後の環境リーダーとしての活動状況の把握が必要である。 ○意識調査では、市民一人ひとりの取組が重要との意見が多い。
<p>循環</p> <p>資源循環を基調とする環境負荷の小さな循環型の社会づくりを目指します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○1人1日当たりごみの排出量は、減少傾向にあり、総排出量も減少傾向が続いている。 ○新聞・雑誌等の紙媒体の回収量が減少し、リサイクル率が低下している。 ○二酸化炭素排出量は、平成23年度をピークに減少傾向にあったが平成27年度を境に停滞している。 ○省エネ設備の住宅への導入が進んでいる。 ○再生可能エネルギーの積極的な活用を促進することが必要である。 ○地球温暖化対策実行計画(区域施策編)では短期目標として、令和2年度に基準年度(平成20年度)比15%削減を設定しているが、平成29年度時点で7%削減である。

基本目標	評 価		
自然環境の 保全	○市民との協働により、地域の自然を望ましい姿に保つ活動が定着している。	↑	市民との協働により、理解を得ながら自然との共生のまちづくりに継続的に取り組んでいます。 外来種の問題や、生物多様性の理解など、新しい問題にも現在の機運を活用していくことが期待されます。
	○必要に応じて外来種の駆除活動が行われているが、新たな種も確認されており、今後も注視していく必要がある。	→	
	○生物多様性について、周知と理解を深める必要がある。	→	
まちづくり	○公害対策では、施策の効果が見られる。	↑	公害対策には施策の効果が見られ、健康への不安のない環境を維持しています。 油ヶ淵の水質や屋外焼却、ごみのポイ捨てなど、快適なまちづくりに関する問題は依然残されています。
	○環境基準を超過した状態が続いている油ヶ淵は、引き続き対策が求められる。	→	
	○屋外焼却に対する苦情やごみのポイ捨てなど、公害の枠に収まらない環境配慮が求められる。	→	
ひとづくり	○環境リーダーによる環境活動が定着している。	↑	環境リーダーにより、自然環境保全、まちづくり、循環などの取組が周知されています。 今後も市民への取組の浸透が期待されます。
	○日常的な環境配慮を周知・徹底する必要がある。	→	
	○SDGsなどの新しい視点で日常の行動を見直す必要がある。	→	
循 環	○ごみの1人1日当たり排出量には、施策の効果が見られる。	↑	ごみ排出量への取組には施策の効果が見られます。 碧南市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の短期目標を達成しておらず増加する気配もあり、循環型社会を目指して一層の取組が必要です。
	○引き続き資源の分別回収を徹底する必要がある。	→	
	○二酸化炭素排出量が基準年からいったん減少し、施策の効果が見られたものの、再び増加する気配もあり、注意が必要である。現段階では、碧南市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の短期目標を達成していない。	↓	

注： 評価は、↑:改善、→:現状維持、↓:悪化 を示す。

第4章 環境の保全と創造に向けた課題

ここでは、現行計画における分野別環境施策（環境プロジェクト全般）及び先導的環境施策（リーディングプロジェクト）の進捗状況からみた主な課題について整理します。

自然環境の保全

- 自然とのふれあいの場は油ヶ淵や、へきなたんトピアエコパークなどがあり、保全活動や観察会などで利用されている。新たに整備されたビオトープを含めて、今後も活用していく必要がある。
- ごみ拾い等の活動で水辺環境の向上に努めている。今後はさらに海洋プラスチックごみの問題など広い視野のもとで活動を進める必要がある。
- 生態系に悪影響を及ぼす外来種の早期発見及び駆除に取り組む必要がある。

まちづくり

- 大気汚染や水質汚濁、騒音などは、環境基準を満たしている状態を引き続き維持していく。
- 環境基準を超過した状態が続いている油ヶ淵は、引き続き広域で対策を進める必要がある。
- 屋外焼却に対する苦情やごみのポイ捨て、雑草の管理など、公害の枠に収まらない日常的な環境配慮を周知する必要がある。

ひとづくり

- まちづくりなど、日常的な環境配慮を市民に周知・徹底する必要がある。
- 普段の生活から地球環境に貢献する意識を高めるよう、情報を伝える必要がある。

循環

- 生活系ごみの1人1日当たり排出量の減少傾向を維持するよう、引き続き3Rを推進する必要がある。
- 省エネ設備の導入や省エネ行動により二酸化炭素排出量の減少傾向があるものの、区域施策編の短期目標の達成は確実とは言えない。引き続き削減に努める必要がある。

第3部

環境の保全と創造に向けた取組

1 目指すべき環境の将来像

第3次環境基本計画では、へきなんの環境を取り巻く現状や課題を踏まえて、碧南市環境基本条例に基づき、目指すべき環境の将来像を次のとおりとします。

目指すべき環境の将来像

すべての者がパートナーシップの下に協働して、良好な環境の保全、回復及び創造を推進し、自然と生き物が共生できる環境に優しいまち

2 環境基本目標

本市における目指すべき環境の将来像の実現を目指し、次の5つの基本目標を定めました。

基本目標1 自然環境の保全(碧南市生物多様性地域戦略)

人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識し、人と自然が共生していくまちを目指します。

基本目標2 まちづくり

現在及び将来の市民が、公害のない健康で安全かつ文化的な生活のできるまちを目指します。

基本目標3 循環

資源が有限であることを認識して、資源の合理的かつ循環的利用により、環境への負荷の少ない持続的発展が可能なまちを目指します。

基本目標4 地球温暖化対策

(碧南市地球温暖化対策実行計画(区域施策編))

エネルギーの合理的かつ循環的利用により、地球温暖化の防止及び温暖化した気候に適応するまちを目指します。

基本目標5 ひとつくり

地域の環境が地球環境と密接に関わっていることを認識して、あらゆる事業活動及び日常生活において、広域的な協力のもとに推進するまちを目指します。

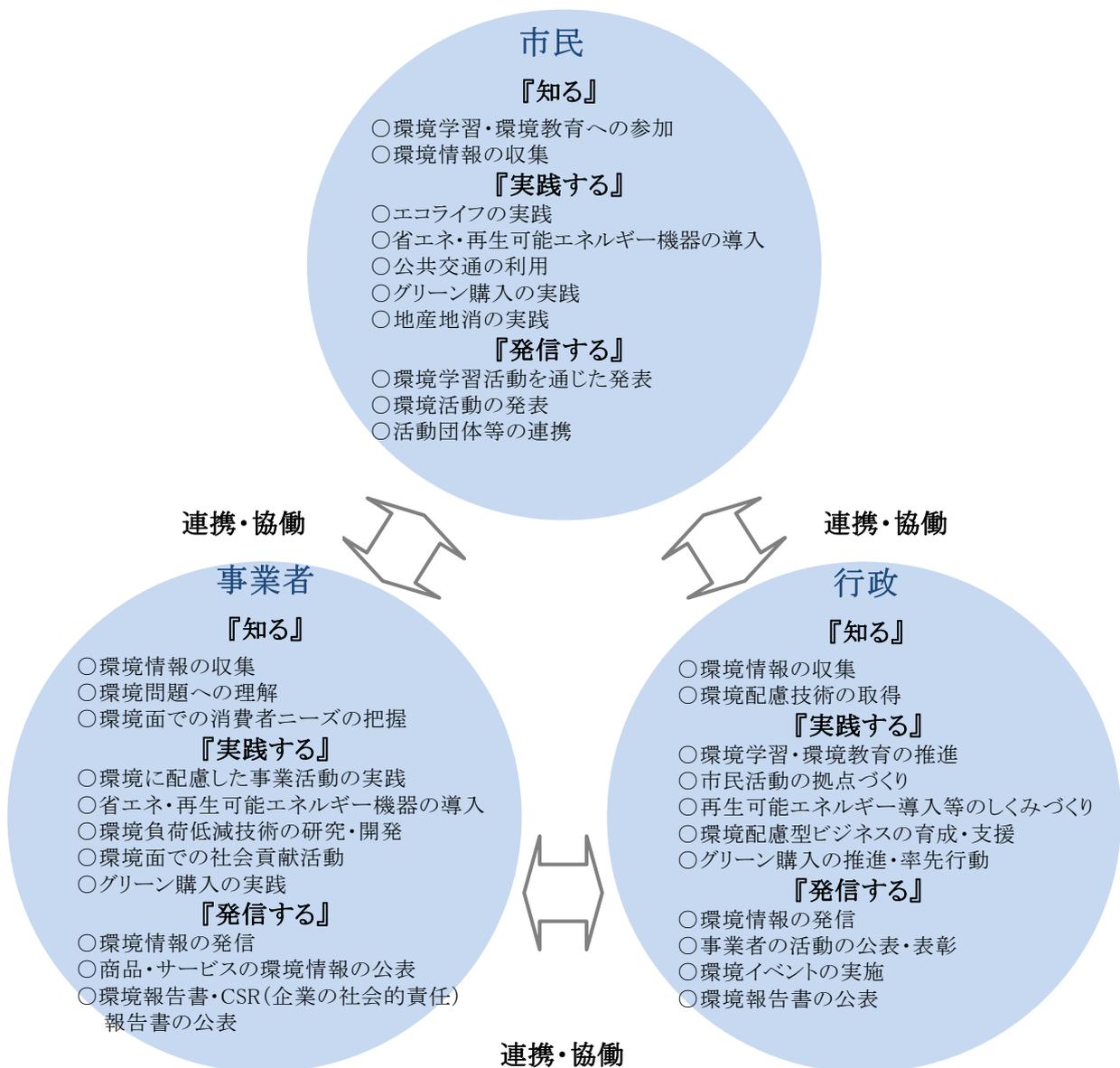
3 施策の体系

目指すべき環境の将来像に向けて、「自然環境の保全」、「まちづくり」、「循環」、「地球温暖化対策」及び「ひとづくり」の5つの基本目標の実現に向けた、今後10年間の取組を示します。

それぞれの施策や課題に応じ、以下の図に示すような市民、事業者、行政の各主体間が連携して役割を果たすことで、施策を推進します。

計画や施策の策定、実施及び評価の各段階において、三者がそれぞれ適切に役割を担いながら、コミュニケーションや交流及び連携を図り、協働によって幅広い環境問題に対応していくことが重要です。

市民、事業者、行政の役割と連携のイメージ





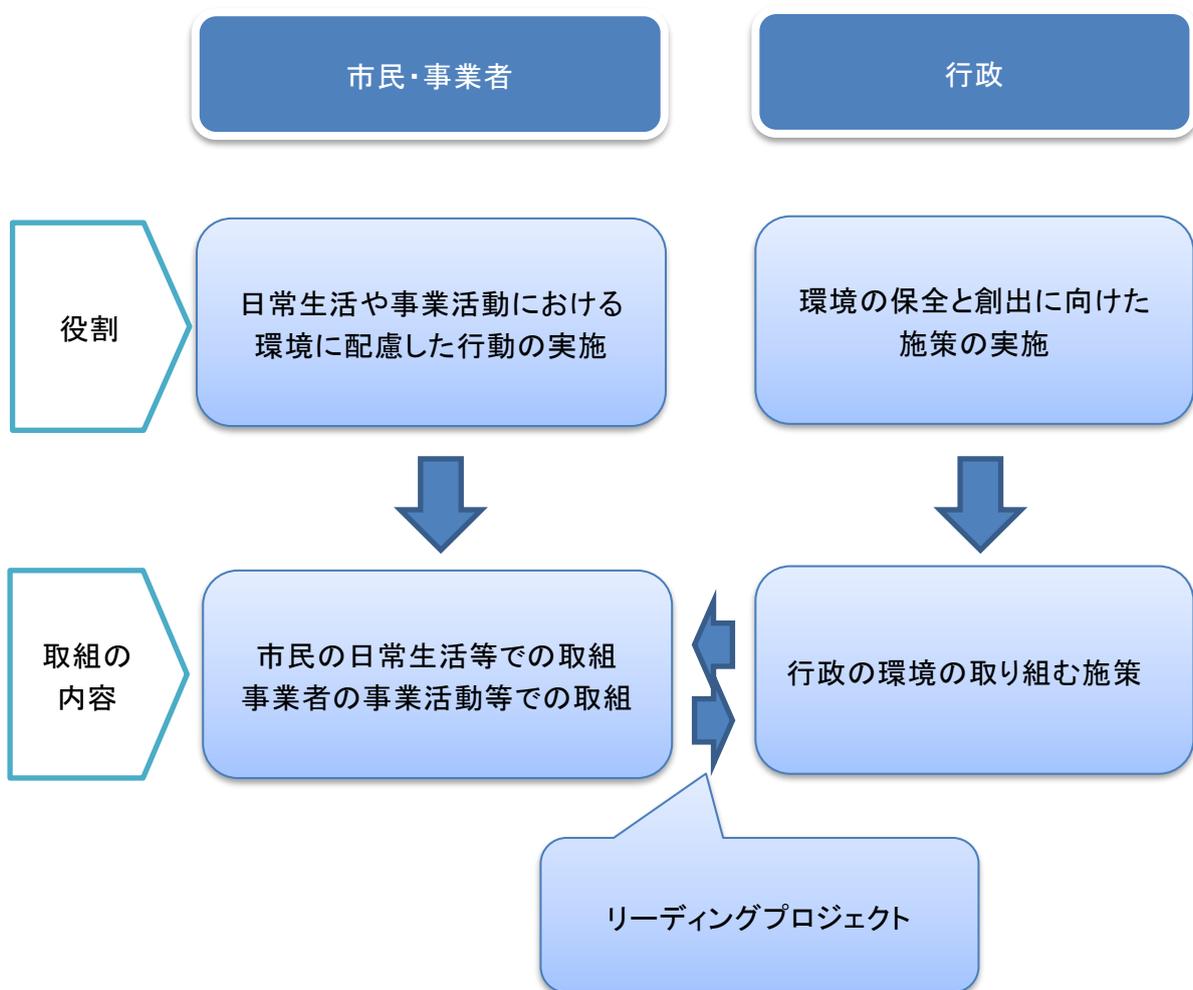
注:アイコンは関連するSDGsを示します。

図 施策の体系

第4部

環境の将来像を目指して

ここでは第3部で提示した目指すべき環境の将来像の実現のために必要な取組として、行政が環境の保全と創出に向けて取り組む施策、市民が自ら日常生活等で取り組むべき事項、事業者が事業活動等において取り組むべき事項を示しました。また、市民、事業者、行政が協力して実現するリーディングプロジェクトを第5部に示しました。



1 行政の取り組む施策



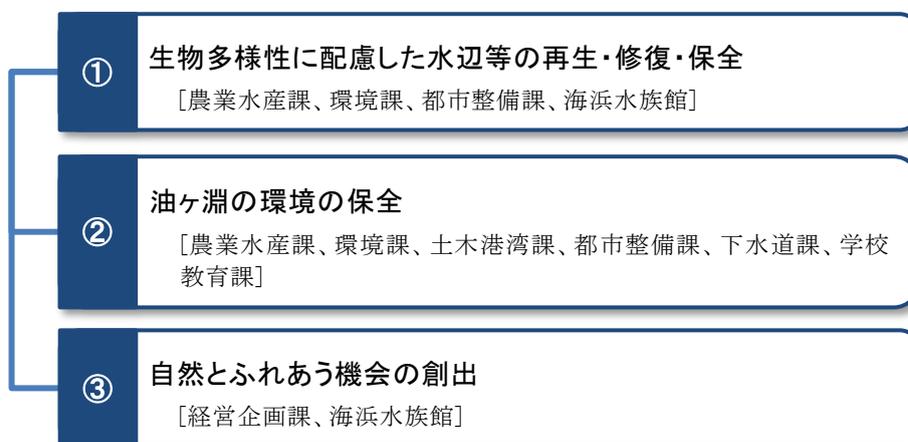
基本目標 1 自然環境の保全(碧南市生物多様性地域戦略)

自然と市民が豊かなふれあいのある共生のまちづくりを目指します。

基本目標1は、生物多様性基本法第13条の規定に基づく、生物多様性地域戦略に位置付けます。本市の生物多様性の状況に合わせた保全と持続可能な利用に向けた取組を示します。

基本施策1－(1)水辺環境の保全と創造

「生物多様性国家戦略」(環境省)を基に、多様な動植物の保全と創造の取組が全国で進められています。希少動植物だけでなくチョウやトンボ等の身近な場所にいる生き物や、人間が自然の恵みとして利用している農作物なども対象とされます。多様な生き物が生息成育できる場やそれらが地域内でつながるネットワークづくりや、自然の恵みの持続可能な利用に関する取組が行われています。自然との共生を目指した本市のまちづくりにおいても、特に水辺における多様な動植物の生息環境の保全と創造に向けた取組を進めます。



■ 主な事業・関連計画

- ・矢作川水源基金事業(経営企画課)
- ・内水面漁場清掃委託事業(農業水産課)
- ・県営油ヶ淵水辺公園の第1期整備区域の整備(緑の基本計画)(都市整備課)
- ・高浜川水系 油ヶ淵 水質浄化促進行動計画(下水道課)

基本施策1－(2) 緑地の保全と創造

都市において生態系を再生することは、私たちの暮らしに欠かすことのできない生態系サービス(生物多様性の恵み)を保持していく上で重要です。生態系再生の手段のひとつが、生態系に配慮した都市における緑地の保全と創造です。緑地の保全と創造を行うことにより、生態系のネットワークができ、より面的な広がりをもった生態系の保持が可能となります。生態系サービスの享受がこれからも維持できるよう、緑地の保全と創造の取組を進めます。



■ 主な事業・関連計画

- ・地産地消推進(農業水産課)
- ・公園整備の推進(緑の基本計画)(都市整備課)
- ・松並木管理(都市整備課)
- ・公共施設の緑化推進(関係各課)



松並木

基本施策1-(3) 外来種駆除

市内に広く分布し、生態系に悪影響を及ぼしている外来種の生息状況を把握するとともに、駆除を進めます。



■ 主な事業・関連計画

- ・オオキンケイギク啓発駆除活動(環境課)
- ・飼育マナーの周知(環境課)
- ・特定外来生物を始めとした獣類を対象とする捕獲箱の貸し出し(環境課)
- ・セアカゴケグモに対する注意喚起啓発(環境課)
- ・スパルティナ・アルテルニフロラのモニタリング(環境課・土木港湾課)





基本目標 2

まちづくり

市民が環境に配慮し、健康で安心な活気ある生活を送れるまちづくりを目指します。

基本施策2-(1) 公害防止対策の充実

これまでの環境行政の成果から大きな公害問題はなく、環境は概ね良好な状態にあります。今後もその状態を維持するため、環境監視体制の充実を図るとともに、健康へのリスク低減や公害苦情処理体制の充実を図ります。また、公害防止協定や公害防止指導基準の適正な運用を図ります。

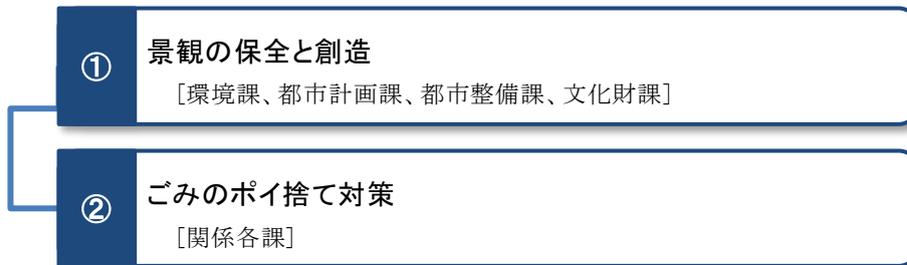


■ 主な事業・関連計画

- ・特定規模小売店地域貢献事業(商工課)
- ・公害防止に関する協定締結と遵守(商工課・環境課)
- ・市内の環境監視(環境課)
- ・広域的連携(油ヶ淵水質浄化)事業(環境課)
- ・規制基準の徹底、水路、側溝の管理(環境課・土木港湾課・下水道課)
- ・公共下水道整備事業(下水道課)

基本施策2-(2) 景観整備の推進

史跡、歴史的建造物及び古い町並み等“へきなんらしさ”をもった豊かな地域資源を培っていくため、これらの美しい郷土景観を保全し、創造していく取組を進めます。

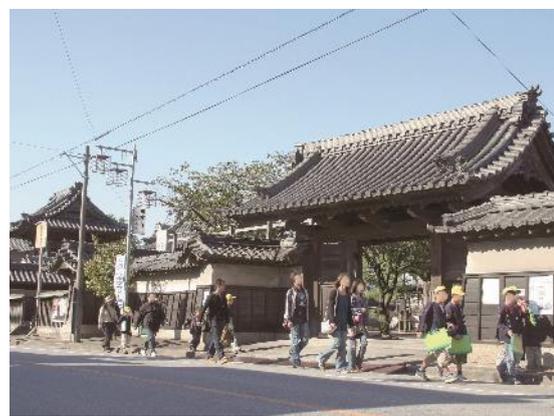


■ 主な事業・関連計画

- ・イベント等を通じた古い町並み等の周知(商工課)
- ・清掃活動の促進(関係各課)
- ・景観施策の推進(都市計画マスタープラン、景観計画)(都市計画課)



清掃活動



大浜てらまちウォーキングの様子



基本目標 3

循環

資源循環を基調とする環境負荷の小さな循環型の社会づくりを目指します。

基本施策3-（1）資源循環（3R）を基調とする環境負荷の小さな循環型の社会づくり

ごみ問題やリサイクルの取組等、地球への環境負荷の軽減を目指した循環型社会づくりは、21世紀が抱えている大きな課題です。これは行政だけではなく、市民や事業者も手を携えて取り組まなければ解決できないものです。本市における循環型社会づくりの取組は、時代のニーズにあった新しいごみ行政の展開への試みをはじめ、市民のライフスタイルや事業者のものづくりへの意識改革等の視点を持ちながら推進していきます。



■ 主な事業・関連計画

- ・グリーン購入の推進(碧のエコプラン)
(資産活用課等)
- ・農業用使用済プラスチック等の適正処理
(農業水産課)
- ・「一般廃棄物処理基本計画」の推進(環境課)
- ・生ごみたい肥化の推進(環境課)



基本施策3-(2) 水循環の確保

水使用量の節減対策を推進するとともに、雨水利用を促進する等、水資源の有効利用に努めます。

①

水の合理的、循環的利用

[資産活用課、環境課、建築課、下水道課、水道課]

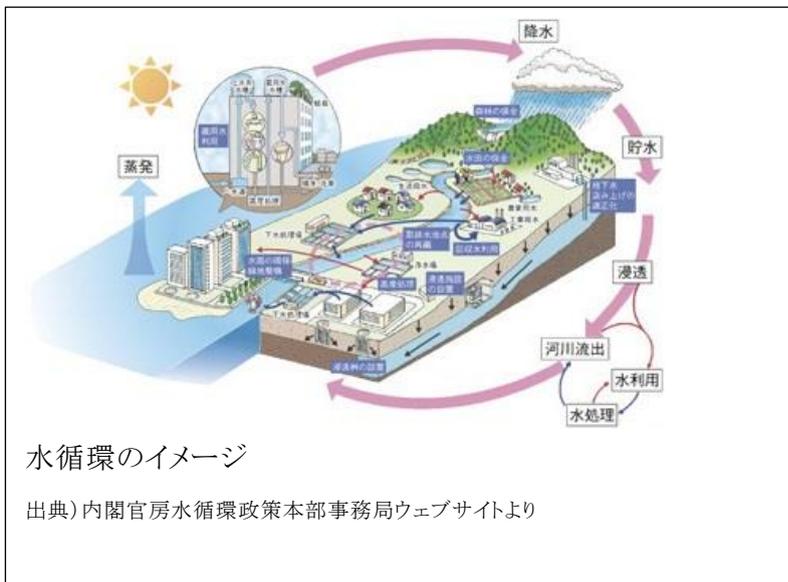
②

雨水の有効利用

[資産活用課、建築課、下水道課]

■ 主な事業・関連計画

- ・イベントにおける雨水利用の周知(環境課)
- ・公共施設における中水利用の推進(建築課)
- ・雨水貯留槽設置補助(下水道課)





基本目標 4

地球温暖化対策(碧南市地球温暖化対策実行計画(区域施策編))

エネルギーの合理的かつ循環的利用により、地球温暖化の防止及び温暖化した気候に適応するまちを目指します。

基本目標4は、地球温暖化対策の推進に関する法律の第19条の2に基づく、「地球温暖化対策」に位置付けます。

本市では、碧南市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)における温室効果ガス排出量の目標値を、パリ協定の目標達成に貢献するために、国の地球温暖化対策計画の部門別削減率を当てはめた、基準年から15.7パーセント削減とします。



図 温室効果ガス排出量と削減目標

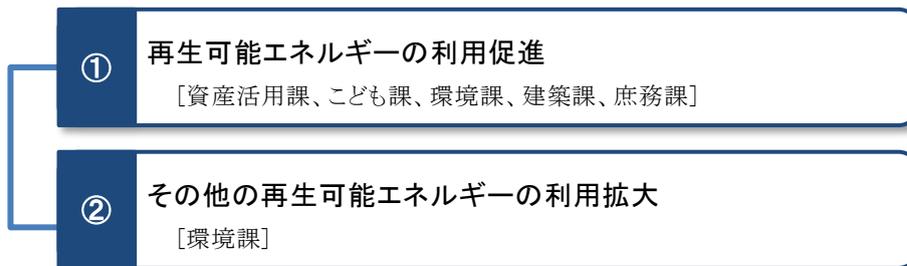
<温室効果ガス排出量の削減目標>

令和12年度(2030年度)に平成25年度(2013年度)比で15.7%削減

本市の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための取組を示します。

基本施策4－(1) 再生可能エネルギーの導入促進

エネルギー問題への取組も環境負荷の軽減に向けた大きなテーマです。本市においては、恵まれた太陽エネルギーに加えて、地域の自然資源等を活用した新しいエネルギーシステム等を注視し、再生可能エネルギー利用を拡大していきます。

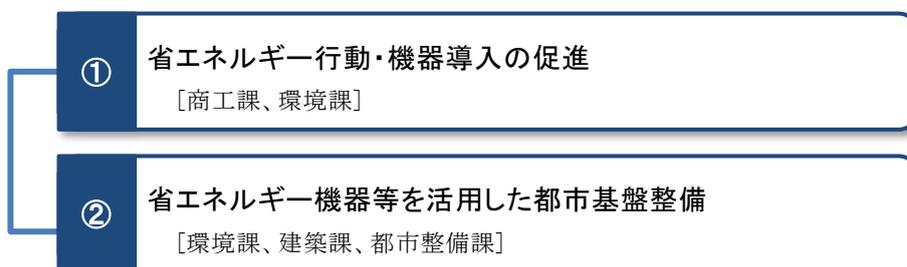


■ 主な事業・関連計画

- ・公共施設太陽光発電屋根貸し事業(資産活用課)
- ・スマートハウス設備設置費補助(環境課)
- ・クリーンセンター衣浦の余熱利用(環境課)

基本施策4－(2) 省エネルギーの促進

温室効果ガス排出量を削減するためには、エネルギーの無駄を省く省エネルギーも重要です。生活・行動を見直し、無駄を省くことで省エネルギーになります。また、近年ではエネルギー効率の良い省エネルギー機器等が普及しています。これらの機器を上手に使い、生活のあらゆる場面で省エネルギーを進めます。



■ 主な事業・関連計画

- ・新築住宅建設等促進補助による三州瓦利用促進加算(商工課)
- ・省エネルギー行動の普及促進(環境課)
- ・市役所駐車場内に設置した電気自動車充電スタンドの利用促進(環境課)

基本施策4-(3) 環境負荷の少ないまちづくり

環境負荷の低減に向けて、まちそのものを環境負荷の少ないまちにすることも必要です。緑地を増やして夏の暑さを軽減したり、低炭素型の交通手段の利用へと移行させて移動に要するエネルギーを減らすなどの対策が考えられます。公共交通機関の利用や、次世代自動車(ハイブリッドや電気自動車、燃料電池自動車など)を利用しやすい環境を整備し、環境負荷の少ないまちづくりを進めます。

①

緑地の保全と創造【再掲】

(基本施策1-(2) 緑地の保全と創造 参照)

②

低炭素型の交通手段の普及促進

[資産活用課、商工課、環境課、土木港湾課、都市計画課、都市整備課]

■主な事業・関連計画

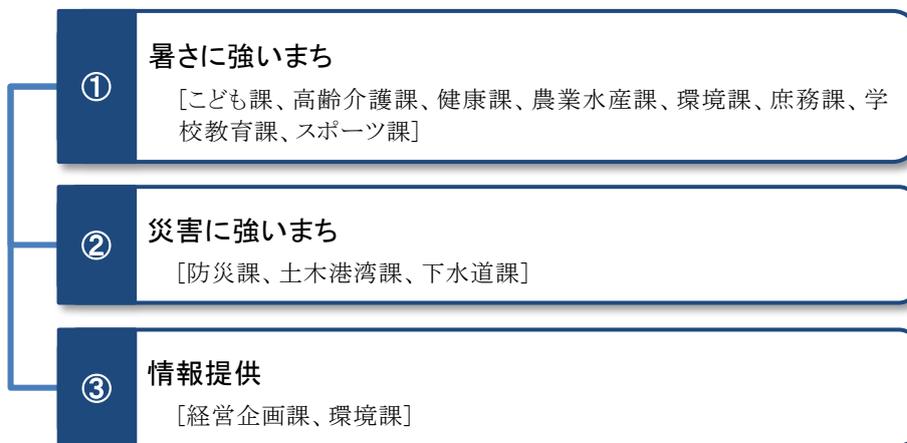
- ・市内巡回バス「くるくるバス」運営、
ふれんどバス、鉄道利用の促進
(商工課)
- ・電気自動車充電スタンド管理
(環境課)



市役所充電スタンド

基本施策4-(4) 温暖化に適応するまちづくり

猛暑や豪雨、大型の台風など、地球温暖化による影響が既に現れています。本市においても、熱中症の発生に加えて、海面漁業における魚種の変化や、病害虫の発生による作物の生育不良や品質低下などがすでに発生しています。これまでに排出した温室効果ガスの影響で、今後しばらくは気候が温暖化すると予測されています。そのため、これ以上の温暖化を抑止するために温室効果ガス排出量の削減に努める「緩和策」とともに、温暖化した気候に適応していく「適応策」も求められています。



■ 主な事業・関連計画

- ・広報へきなんによる気候変動対策の啓発(経営企画課、環境課)
- ・浸水対策等の推進(防災課、土木港湾課等)
- ・温暖化による病害虫等防除対策の推進(農業水産課)
- ・熱中症予防対策の周知(健康課等)



基本目標 5

ひとづくり

地球的視野で環境を考え、率先して環境保全行動を起こすひとづくりを目指します。

基本施策5-（1） 環境教育・学習と情報提供の推進

地球規模の環境から身近な生活環境まで現代社会が取り組まなくてはならない環境保全活動の分野は幅広く存在しています。特に次世代を担う子供たちに向けた環境教育や体験学習は、官及び民において様々な取組が行われています。近年、学校教育の現場で総合的学習の一環として環境教育がクローズアップされています。本市においても、地域における環境学習、環境保全活動及び環境に留意した消費者活動の中心的役割を担う人材の育成を目指して、環境教育及び体験学習等を推進します。

①

環境教育・学習の推進

[環境課、学校教育課、海浜水族館]

②

環境情報の交流の促進

[経営企画課、環境課、学校教育課、海浜水族館]

■ 主な事業・関連計画

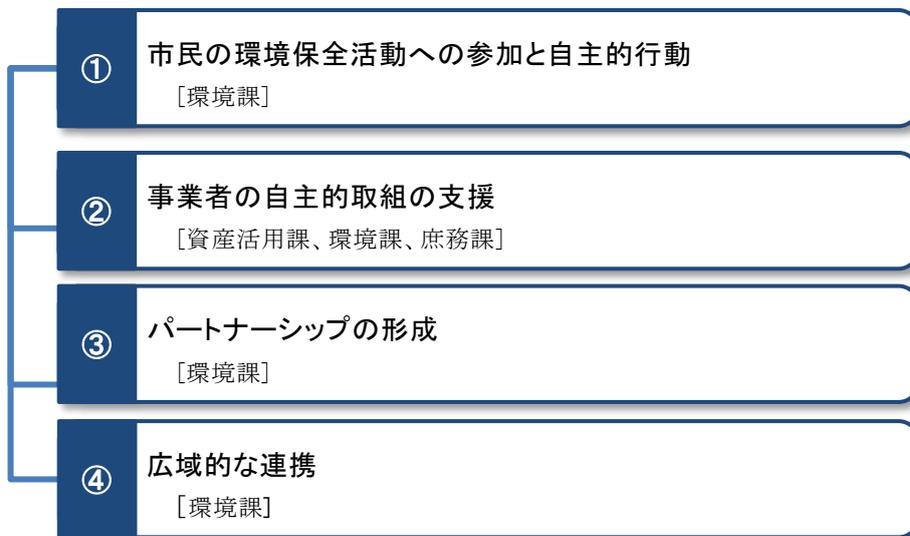
- ・自然観察会(海浜水族館)
- ・環境保全ポスター募集(環境課)



自然観察会

基本施策5-(2) 協働による環境保全活動の推進

自分たちの住むまちに愛着を持ち暮らすことは、人が人らしく生きいきと生活を営むことです。そのためには、自分たちが住んでいる地域の人と人とのつながりが元気であることが必要です。市民交流やコミュニティ組織の振興等は、ライフスタイルが多様化する現代において、新しい市民文化や地域への愛着を生み出すきっかけづくりにも繋がる可能性を持っています。多様なコミュニティの協働によって、率先して環境保全行動を起こすひとづくりを目指し、人と人との交流の活性化を図ります。



■ 主な事業・関連計画

- ・「碧のエコプラン～碧南市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）～」の推進（資産活用課、環境課、庶務課）
- ・へきなん市民環境会議の支援（環境課）
- ・西三河南部生態系ネットワーク協議会における協働体制の推進（環境課）



会議の様子

2 市民の日常生活等における取組

基本目標1 自然環境の保全(碧南市生物多様性地域戦略)

■水辺環境の保全と創造のために

自宅では

- ・庭がある場合、雨水を貯めて散水などに利用します。
- ・米のとぎ汁や風呂の残り湯を、散水などに利用します。
- ・ごみのポイ捨てや不法投棄はしません。



買い物をするときは

- ・地元産の農産品、水産品を選びます。
- ・生物多様性の保全や生物資源の持続可能な利用に配慮していることを示す環境マーク^{注1}のついた商品の購入を心がけます。

みんなと協力して

- ・特定外来生物の駆除活動や、発見のための知識の取得や周知を行います。
- ・油ヶ淵浄化デー、クリンピーなどの清掃活動に参加し、きれいな水辺を保ちます。
- ・油ヶ淵の水質をはじめとした現状を多くの方に知ってもらい、油ヶ淵の環境保全に関心を持つ方を増やしていきます。

例えば・・・油ヶ淵の水質は、昔に比べ改善してきていますが、まだ改善点が多い現状があります。

- ・へきなん市民環境会議を始め各種団体が毎月実施している水質調査に参加します。
- ・油ヶ淵を訪れて、現状を確認します(マップをつくってみましょう)。
- ・矢作川を始めとする河川や油ヶ淵、衣浦湾等の身近な自然に親しみます。
- ・自然観察会や体験学習などに参加します。
- ・市民農園や体験農園等を利用して、自然の恵みに親しみます。



^{注1} 環境マーク:環境に配慮した製品やサービスにつける表示の総称

■緑地の保全と創造のために

自宅では

- ・自宅に植物を植え、自宅から生態系に配慮した環境を作っていきます。
- ・自宅で花や野菜を栽培して、自然の恵みに親しみます。
- ・敷地の緑化推進により、市街地における緑地の保全と創造を促進します。
- ・地元産の農産品、水産品を選びます。
- ・憩いの場として身近な緑地を利用し、自然に親しみます。



みんなと協力して

- ・地区ミーティングや様々な媒体を利用して、より良い緑地づくりへの意見を発信します。
- ・低木の剪定や草刈りなど、アダプトプログラム^{注1}と一緒に活動していく仲間を増やしていきます。
- ・公園や道路等のアダプトプログラムに参加し、公共緑地の整備に協力します。

■外来種を増やさないために

自宅では

- ・生き物を飼うときは、最後まで責任を持って世話をします。
- ・培養土をむやみに捨てません。



みんなと協力して

- ・オオキンケイギクなどの外来種の駆除活動に参加します。
- ・外来種の問題を身近な人に伝えます。

^{注1} アダプトプログラム: 市民、事業者、行政が協働で進める新しい「まち美化プログラム」

基本目標2 まちづくり

■公害を防止するために

自宅では

- ・大気環境や水環境に関心をもって、異常を発見した場合は関係機関に連絡します。
- ・光化学スモッグ予報・注意報やPM2.5^{注1}に関する注意喚起情報があれば、マスク着用等の対応をします。
- ・農業、漁業のごみについてもクリーンセンター衣浦に持ち込む等、近隣住民の迷惑にならないよう野焼き以外の方法で処分することに努めます。
- ・関係機関が公開する市内の水質の状況を把握することに努めます。
- ・供用開始した下水道への早期接続や高度処理型合併浄化槽^{注2}への転換に努めます。
- ・油や食べ残しを排水口に流さず、洗剤は環境負荷の少ない製品を選びます。
- ・井戸がある場合も、庭の散水には風呂水や雨水、米のとぎ汁等を利用し、過剰なくみ上げを控えます。
- ・家の新築、建て替え時には近所の状況を確認して、近隣に迷惑をかけない、または影響を受けにくい配置・設計を検討します。
- ・自動車はアイドリングストップなどのエコドライブを心がけ、買い替え時には次世代自動車や低排出ガス車など環境に配慮したものを選んでいきます。



みんなと協力して

- ・毎月の油ヶ淵の水質調査に参加します。

注1 PM2.5: 粒子の非常に小さい大気汚染物質で健康に影響を及ぼす物質

注2 高度処理型合併浄化槽: 窒素・磷などの除去が高度に処理できるため、湖沼や閉鎖性海域でより一層の水質汚濁防止、富栄養化防止の目的で用いられる浄化槽

■美しい景観を守る・つくるために

自宅では

- ・自宅敷地周辺も落ち葉やごみの掃除などをこまめに行い、ごみが落ちていたら拾います。
- ・ペットを飼う際のマナーを守っていきます。
- ・景観を損なう張り紙等の屋外広告物の所在等の情報を市に提供していきます。
- ・碧南の景色フォトコンテスト等、碧南の景観を残していく事業に協力するとともに、碧南の良い景観を再発見します。
- ・管理されていない空き家があれば、市へ情報を提供します。
- ・新築、増築、改築の際には周辺の景色との調和を図り、デザインや配色を意識するよう努めます。
- ・庭木の剪定や落ち葉の掃除などをこまめに行います。



みんなと協力して

- ・不法投棄の現場を見つけたら情報を市に提供します。
- ・クリーンピーなどの地域の清掃活動に参加します。
- ・自宅周辺の街路樹や公園の清掃活動に参加します。
- ・市内各地に点在する由緒ある樹木、地域を象徴する古木、大木及び樹林等の保存活動に協力します。
- ・次代を担う子ども達に歴史を物語る建築物等の由来について語り継ぎます。

基本目標3 循環

■資源循環(3R)を基調とする環境負荷の小さな循環型の社会づくりのために

欲しいものは

- ・詰替えや付替え、繰り返し利用可能など、できる範囲で、使用後にごみになりにくい商品を選びます。
- ・買い物袋を持ち歩き、レジ袋等のプラスチック削減に努めます。
- ・再利用可能・再生利用可能な品や再生品を利用して、リサイクルの輪をつなげます。
- ・プラスチックスマートキャンペーン^{注1}に参加します。
- ・使わなくなったものを人に譲ったり、人から譲ってもらったりします。

例えば・・・リサイクルプラザで情報交換できます。

- ・不用品交換会やフリーマーケットを利用します。

例えば・・・市民ふれあいフェスティバル、大浜でらまちウォーキングのフリーマーケットなどがあります。

- ・家庭での食事は自身の普段の食事量、趣向を考慮し、外食では食べきれなかったときに持ち帰りが可能か、そうでなければ食べ残しの少ないような注文を心掛けます。



不要なものは

- ・生ごみは自宅でたい肥化するか、乾燥させてから市の収集に出します。

例えば・・・生ごみ処理機購入補助の活用、ぼかし無料配布の利用

- ・ごみは分別して資源回収に協力します。

例えば・・・碧南市の分別収集(地区の分別回収)への理解を深めます。

- ・長寿命仕様の設備(照明等)を設置します。
- ・廃棄物分別を徹底します。

捨てられない環境づくり

- ・自宅の庭木や道路沿いの雑草を伸ばしすぎない等の管理に努め、不法投棄されない環境づくりに努めます。

^{注1} プラスチックスマートキャンペーン: 世界的な海洋プラスチック問題の解決に向けて、環境省が個人・自治体・NGO・企業・研究機関など幅広い主体の取組を発信し、連携協働を後押しするもの。

■水の循環を守るために

自宅では

- ・節水コマ、節水シャワーヘッドなどを利用して水使用量を節減します。
- ・庭がある場合、雨水を貯めて散水などに利用します。
- ・風呂の残り湯を洗濯や散水に利用します。
- ・市の補助制度を利用して、雨水貯留施設や雨水浸透ますを設置します。



基本目標4 地球温暖化対策(碧南市地球温暖化対策実行計画(区域施策編))

■再生可能エネルギーの導入を進めるために

自宅では

- ・市の補助制度^{注1}を利用して、太陽光発電、蓄電池などの再生可能エネルギー利用設備を導入します。

■省エネルギーを進めるために

自宅では

- ・無駄な点けっ放し等をなくし、節電・節水に心がけます。
- ・電化製品を買うときには、省エネ性能にも気をつけます。

例えば・・・省エネラベルで省エネ基準達成率を確認します。



※このラベルは、エアコン、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、液晶テレビ、電気便座、蛍光灯器具(家庭用)に表示されます。

■環境負荷の少ないまちをつくるために

自宅では

- ・焼却余熱を使用している施設(サンビレッジ衣浦)を利用していきます。
- ・エネルギー効率の良い自動車(電気自動車やプラグインハイブリッド)を導入します。

^{注1} 市の補助制度:太陽光発電を始めとするスマートハウス設備設置費補助などがあります。

■温暖化に適応するために

自宅では

- ・夏季にはグリーンカーテンを導入します。
- ・夏季にはエアコンを適正に利用し、水分補給を適宜行うことで、熱中症に気を付けます。

基本目標5 ひとづくり

■環境教育・学習と情報提供を進めるために

自宅では

- ・市の資料に掲載されている、環境に関する情報に目を通します。
例えば・・・広報へきなん、油ヶ淵電子図書館、環境の状況に関する報告書(ホームページ掲載)などがあります。
- ・テレビや新聞、雑誌などで報道される、環境に関する情報に関心を持ちます。

みんなと協力して

- ・趣味のつながりなど、情報交換できる人脈を広げます。
- ・地域で行われている清掃活動などの環境保全の活動に参加し、様々な立場の人との交流から、様々な情報を得るとともに発信します。
例えば・・・クリンピー、油ヶ淵浄化デー、環境宣言に参加しましょう。
- ・環境問題に関する講座やシンポジウムなどに参加します。
例えば・・・へきなん市民環境会議や碧南海浜水族館等が開催する講座に参加しましょう。
- ・環境に対する考え方を共有する仲間づくりを行い、実際の環境活動へ繋げていきます。
例えば・・・へきなん市民環境会議、フッチーほたるの会、女性団体連絡協議会などに参加しましょう。

■協働による環境保全活動を進めるために

自宅では

- ・他市の環境に関する良いところを見つけたら、取り入れます。
- ・市の広報などの情報に基づき、環境に配慮した行動、商品・サービスの選択などに取り組みます。
- ・製品に示された様々なマークについて意味を調べ、環境に配慮した製品に対する理解を深めます。



みんなと協力して

- ・地域の仲間と環境を良くする取組を始めます。
例えば・・・へきなん市民環境会議、生活学校、消費生活保護協会への参加、地域の資源回収当番への協力などがあります。
- ・環境配慮に関する行動や情報を、周囲に発信し、共有します。
- ・様々な活動をしている団体を支援します。
- ・地域の環境を良くする活動に参加します。
- ・工場見学や事業所の地域交流のイベントなどに参加し、事業者の環境配慮行動を教えてください。



3 事業者の事業活動等における取組

基本目標1 自然環境の保全(碧南市生物多様性地域戦略)

水辺環境の保全と創造のために

- ・水辺の清掃活動に参加します。

緑地の保全と創造のために

- ・敷地内の緑化に努めます。
- ・開発行為や土木工事を行う際は、自然環境や景観等が維持されるよう、周辺環境への配慮に努めます。

外来種を増やさないために

- ・事業所敷地内の池や緑地に繁殖した外来生物について適正な方法により駆除を行うとともに、外来生物の適正な知識の習得に努めます。

基本目標2 まちづくり

公害を防止するために

- ・法令を遵守し、周辺環境に配慮した事業活動に努めます。
- ・設備類の維持管理を徹底するとともに、排出する排気ガス、排水、騒音等を定期的に測定します。
- ・植栽には農薬・肥料等を適正に使用します。
- ・小売店や生産者等は、環境に配慮した製品の取り扱いに努めます。

美しい景観を守る・つくるために

- ・開発行為や土木工事を行う際は、自然環境や景観等が維持されるよう、周辺環境への配慮に努めます。
- ・街中に掲出する看板等の広告については、周辺の景色との調和を図り、景観に配慮したデザイン、無許可での掲出のないよう努めます。

基本目標3 循環

資源循環(3R)を基調とする環境負荷の小さな循環型の社会づくりのために

- ・自社から発生する廃棄物は資源を分別し、リサイクルを徹底します。
- ・詰替えや付替えなど、ごみになりにくい製品や、長く使える製品、再生品を可能な限り調達します。
- ・使用後に廃棄物の排出量の少ない製品の取り扱いをします。
- ・製造事業者は、使用後にごみになりにくい製品を開発します。
- ・事業活動に伴い生じた廃棄物は、自らの責任で適切に処理します。
- ・市民の資源回収に協力します。
- ・事業所内でのペーパーレスや古紙利用を推進します。

水の循環を守るために

- ・節水、水の循環利用等、水資源の節約をします。

基本目標4 地球温暖化対策(碧南市地球温暖化対策実行計画(区域施策編))

再生可能エネルギーの導入を進めるために

- ・太陽光発電や風力発電など、再生可能エネルギー設備等を導入します。

省エネルギーを進めるために

- ・不要な照明を消したり間引きする節電など省エネルギーに取り組みます。
- ・新規購入や買い換える際は高効率機器を導入します。
- ・ペアガラスや断熱性外壁などの省エネリフォームを導入します。

環境負荷の少ないまちをつくるために

- ・物流の効率化等により、自動車交通量を減らします。
- ・グリーン物流を進めます。
- ・新規購入や買い換える際は、次世代自動車など燃費の良い自動車を導入します。
- ・エコドライブに心がけます。

温暖化に適応するために

- ・夏季の屋外作業などで熱中症予防に取り組みます。
- ・クールシェア・ウォームシェアスポットに協力します。
- ・災害時の被害を最小限とするよう、平常時から事業継続計画（BCP）を策定します。
- ・災害時には地域の復旧活動への支援に努めます。

基本目標5 ひとつづくり**環境教育・学習と情報提供を進めるために**

- ・従業員等の環境意識を高めるよう努めます。

協働による環境保全活動を進めるために

- ・市民・NPO・ボランティア等の環境保全活動の支援や協力に努めます。
- ・地域の美化活動やボランティア活動などに参加します。
- ・ホームページ等に自社の環境への取組などの情報を掲載します。

第5部

リーディングプロジェクト

リーディングプロジェクトとは、幅の広い環境という分野の中で、目指すべき環境の将来像の実現に向けた、市民、事業者、行政によるパートナーシップで実施する具体的な行動です。下記の各重点テーマに基づく行動が、基本施策を始めとする計画全体を牽引し、環境基本計画の実効性を高める役割を担っています。

重点テーマ：自然環境の保全・共生

- ① 水路・河川浄化プロジェクト
- ② 矢作川ふれあいプロジェクト
- ③ よみがえれ油ヶ淵プロジェクト
- ④ みどり再生プロジェクト
- ⑤ 外来種駆除推進プロジェクト

重点テーマ：まちづくり・ライフスタイル

- ① おとましい（勿体ない）推進プロジェクト
- ② 身近な乗り物プロジェクト
- ③ へきなんの景観保存・創造プロジェクト

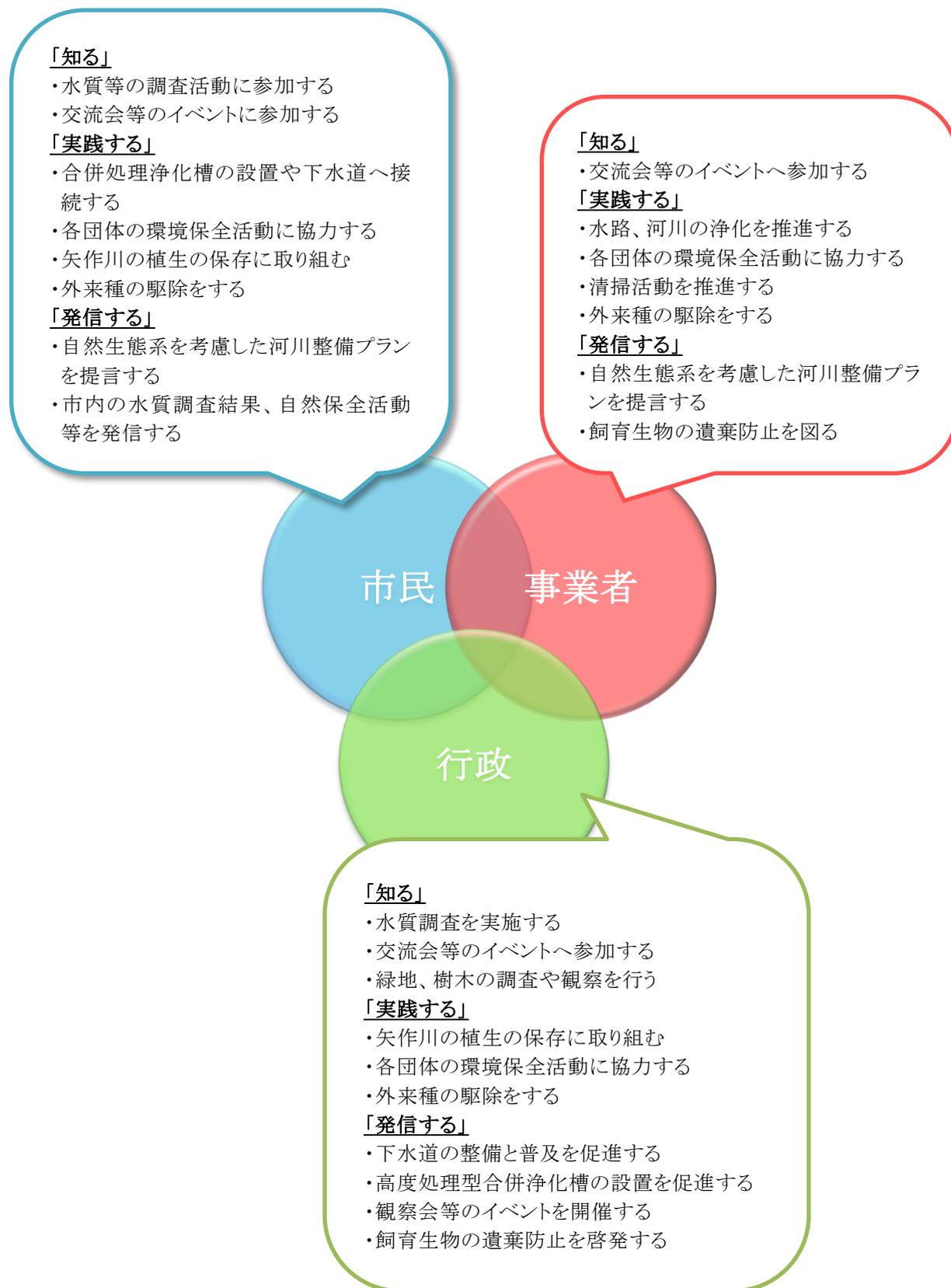
重点テーマ：ひとづくり・環境意識への種まき

- ① 環境きっかけプロジェクト
- ② みんなでやろう「私の環境宣言」プロジェクト
- ③ 碧（みどり）の道里親プロジェクト
- ④ 土、食大切プロジェクト

重点テーマ：資源循環・低炭素

- ① 生ごみ活用循環プロジェクト
- ② 再生可能エネルギー（太陽光等）利活用推進プロジェクト
- ③ 天の恵み雨水利用プロジェクト

1 自然環境の保全・共生



自然環境の保全・共生 ①水路・河川浄化プロジェクト

目的

水質の汚濁が進行している水路・河川の浄化を図る。

効果

・自然生態系の再生、河川の浄化が図られる。

内容

- 現状を知るため、市民参加による調査等を実施する。
- 富栄養化の主な原因である生活排水を公共下水道で処理する。
(公共下水道の普及及び接続率の向上を図る。)
- 必要に応じ浚渫及び覆砂や他の浄化システムの導入を図るとともに、場所によっては導水装置の設置を検討する。
- 生物による浄化や自然再生の方策も検討する。
- スペースに余裕のある場所には小公園及び遊歩道等を設置し、市民の憩いの場とする。
- 高度処理型合併浄化槽を普及させる。
- 生物調査を実施する。

目標

- ◇水路・河川の水質の改善と生態系の再生を行う。
- ◇河川における全調査地点での水質環境基準達成

備考

全ての水は最終的には海に流れていくので、早い段階での浄化の取組を検討し、実施を図る。

関係課

農業水産課、環境課、土木港湾課、下水道課



市民参加による水質調査

自然環境の保全・共生 ②矢作川ふれあいプロジェクト

目的

母なる川矢作川に親しみ、矢作川の残された自然環境(水質及び動植物)を保全する。

効果

- ・水辺空間が確保され有効に利用される。
- ・流域住民のコミュニティが形成される。
- ・わずかに残る自然環境が保全される。

内容

- 矢作川右岸堤河川敷を利用した河川緑地を整備し、人が集まる空間をつくる。
- 河川敷を可能な限り自然のまま保全する。
- 矢作川について流域市町村との交流を持ちながら、流域全体の保全を推進する。
- 矢作川の動植物の観察会等を開催し、自然に親しみながら現状を知る。
- 観察会等イベントを開催する。
- わずかに残る海浜植物の保全に努める。
- 干潟の再生について国や県等関係機関に働きかける。
- 行動計画策定の際に基本方針をつくる。
- 関係機関に基本方針の周知を図る。護岸改修等の際に、このプロジェクトの基本方針を考慮し、国や県に配慮を依頼する。

目標

- ◇矢作川に親しむ人の数を増やす。
- ◇様々な動植物が見られ、ごみのない矢作川をよみがえらせる。

関係課

経営企画課、農業水産課、土木港湾課、都市整備課、海浜水族館



矢作川

自然環境の保全・共生 ③よみがえれ油ヶ淵プロジェクト

目的

緑地の少ない碧南に清らかな水と緑に囲まれた空間をつくる。

効果

- ・誰もが憩える水辺と緑をつくることにより、癒しの空間になる。
- ・人と水と森と小動物や魚が共生する憩いのある地域社会ができる。
- ・油ヶ淵の環境保全と流入河川も含めた油ヶ淵全体の水質改善や美化が図られる。

内容

- 県営油ヶ淵水辺公園整備計画に合わせつつ以下の事業を推進する。
 - ・生活排水等の流入を阻止する。(流域の生活排水処理率100パーセント、環境保全型農業の推進)
 - ・親水性を確保する。(水辺と公園の分断を無くすため、既存堤防の緩斜面化とデッキ等で親水性の確保)
 - ・水路の一部を常時通水し、ホタル等の生きものが生息できる環境をつくる。
 - ・市民参加による森づくりを行う。(森づくりに参加しながら自然環境保全について啓発)
 - ・動植物の観察会を開催する。
 - ・水質浄化とともに周辺美化の啓発を図る。
 - ・浮遊ごみ、漂着ごみ及びポイ捨てごみの低減及び除去活動を行う。
 - ・廃食用油回収を積極的に行う。
- 市民が参加できるイベントの開催を検討する。
- 愛知県及び流域4市と協同し有益な事業にする。

目標

- ◇ 流域住民との協力体制を確立し汚濁負荷を軽減させる。
- ◇ 様々な動植物がみられ、ごみのない油ヶ淵をよみがえらせる。
- ◇ 湖沼における全調査地点化学的酸素要求量(COD)環境基準達成
- ◇ 湖沼における透視度50度以上
- ◇ 油ヶ淵浄化デー等の清掃活動における参加者数
《年間1,000人以上》

関係課

農業水産課、環境課、土木港湾課、都市整備課、下水道課、学校教育課

自然環境の保全・共生 ④みどり再生プロジェクト

目的

みどりを増やし、そこに集ういきものと人が共存できるみどり豊かな碧南にする。

効果

- ・景観も良好となり、市民の心も安らぐ。
- ・みどりが増え、市民に憩いの場所を提供できる。
- ・ヒートアイランド現象を緩和する。

内容

- 市民のみどりづくりを行う。
 - ・市内陸部に重点を置き、公園、緑地等みどりの整備を積極的に推進するとともに、市民参加で公園、道路等の公共施設、企業等の民間施設及び各家庭において市民のみどりづくりを行う。
 - ・保存樹木の指定や緑地協定制度の活用などにより、まとまりのある樹林地の保全に努める。
 - ・保存樹木又は景観重要樹木の指定や市民によるシンボルツリーの選定により、地域で愛され親しまれている樹木の保全に努める。
- がけ地の植生を保存する。
 - ・がけ地の現状把握とマップづくりを行う。
 - ・がけ地樹林を土砂災害の防止を図るための樹林地として、保全に向けた方策を検討する。
 - ・がけ地樹林から田に続く風景を人里の現風景と位置づけ整備する。
 - ・がけ地樹林に住むヒメボタルなど貴重な生き物を保護する。
- 壁面緑化や緑のカーテン等
 - ・壁面、屋上緑化及び緑のカーテンを推進する。
- 里地の保存
 - ・緑の環境を増やし、昔ながらの生き物の住めるビオトープとして保存する。

目標

◇みどりを増やす。
《緑被率44パーセント以上(緑の基本計画 令和12年度目標)》

関係課

資産活用課、こども課、環境課、都市計画課、建築課、都市整備課、学校教育課、生涯学習課、庶務課、海浜水族館、他関係各課

自然環境の保全・共生 ⑤外来種駆除推進プロジェクト

目的

市内に広く分布し生態系に悪影響を及ぼしている外来種の駆除を進めるとともに、市民に対し正しい知識の普及と啓発を進める。

効果

・生態系が保全及び再生され、市民の意識が向上する。

内容

- 外来種が引き起こす問題について知らせる。
- 外来種の生息状況を把握する。
- 外来種を駆除する。
(オオクチバス[ブラックバス]、ブルーギル、オオキンケイギク、ヌートリア、セアカゴケグモ等)
- 学校や関係団体と協力しオオキンケイギクの一斉駆除を行う。
- 外来種の見分け方を普及させる。
- 飼育生物の遺棄防止を啓発する。

目標

- ◇侵略的外来生物の撲滅と在来生態系の保全と再生
- ◇新たな外来種をつくらないための市民啓発と意識向上

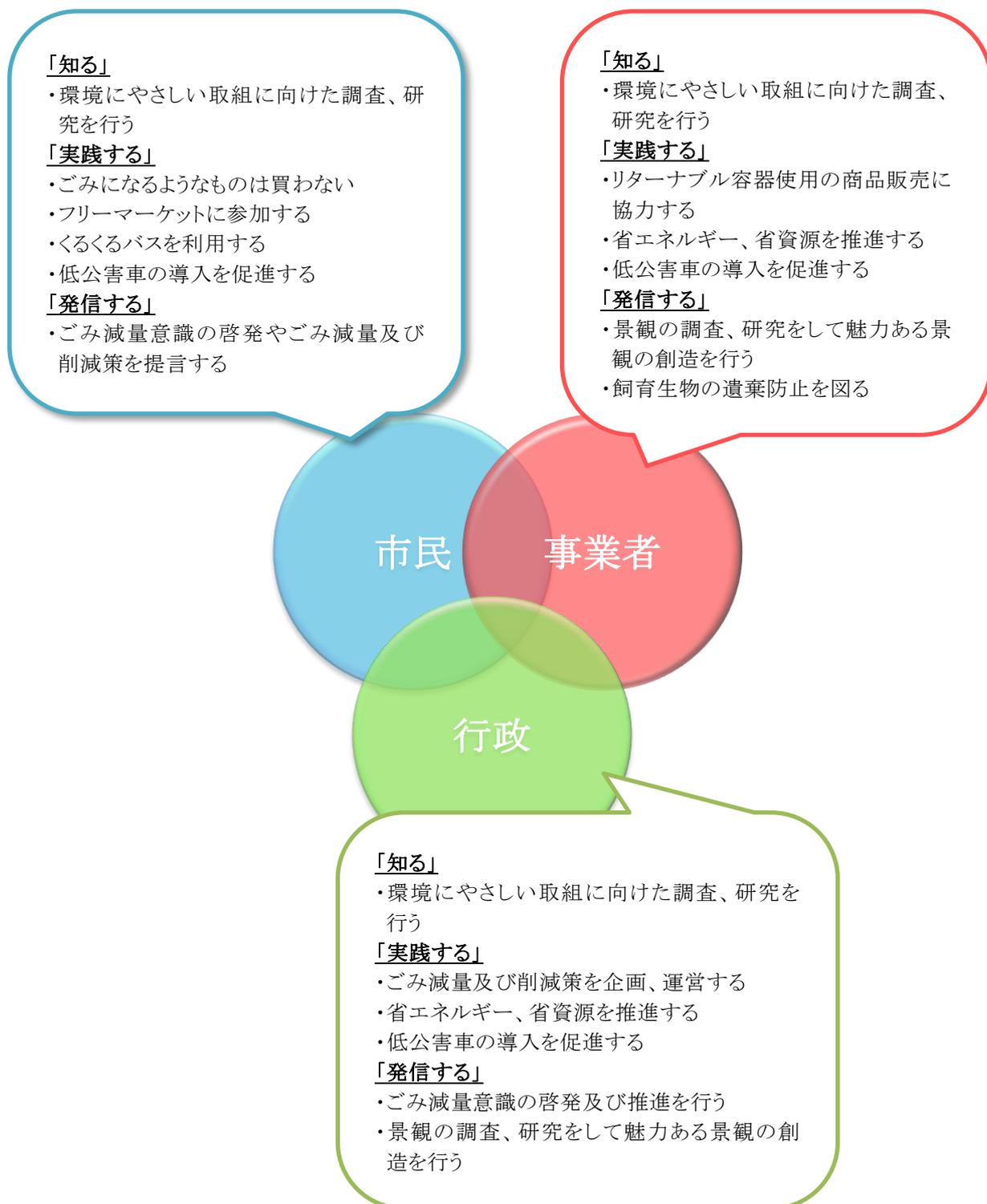
関係課

環境課、土木港湾課、海浜水族館



アカミミガメ

2 まちづくり・ライフスタイル



まちづくり・ライフスタイル ①おとましい(勿体ない)推進プロジェクト

目的

忘れかけている「おとましい(勿体ない)」の精神を啓発し、大量消費、大量廃棄のライフスタイルを改善する。また、資源循環型社会を形成する。

効果

- ・ごみの減量、二酸化炭素 排出量の削減が進む。
- ・省エネルギー、省資源の効果がある。

内容

- ごみになるものを「売らない」「買わない」意識の啓発及び推進を行う。
売り手: 量り売り、ばら売りの推進、碧南産の販売促進等を行う。
買い手: マイバッグでの買い物、見た目より質の買い物、碧南産の優先購入等を行う。(買いすぎない、レジ袋を使わない等)
- 使えるものを捨てないライフスタイルの支援、確立をする。
- 使える不用品を欲しい人に仲立ちするシステムを構築する。
(衣浦衛生組合リサイクルプラザの充実)
- 物品修理の情報提供や修理指導教室等を開催する。
- 本市内で生産される味噌・醤油・味醂・ジュースなどの容器のリターナブル化を依頼する。
- 家庭ではエコロジークッキングに努め、調理の際の食物残さを少なくするとともに、完食を奨励推進する。
- 食品ロスに関するアンケート調査を行う。
- 家庭のエネルギーの無駄使いをなくす。
- 子ども会、PTA、おやじの会等と連携する。
- 充電可能な電池の利用推進により廃乾電池を削減する。

目標

- ◇プラスチックトレイや瓶等のごみが減り、家庭では食べ残しや調理残さが少なくなって生ごみが激減、不用品は他の人が再利用するといった環境に優しいライフスタイルを構築する。
- ◇エネルギーの無駄使いを減らし、二酸化炭素排出量を削減する。
- ◇市民一人一日あたりのごみ排出量(資源ごみを除く家庭系ごみ)
398g/人以下 (一般廃棄物処理基本計画 令和5年度目標)
- ◇リサイクル率 35パーセント以上(一般廃棄物処理基本計画 令和5年度目標)

関係課

資産活用課、農業水産課、環境課、土木港湾課、建築課、庶務課、学校教育課

まちづくり・ライフスタイル ②身近な乗り物プロジェクト

目 的

人にやさしいまちづくりの推進を図る。
エネルギー消費の少ない交通手段や公共交通機関の利用推進等により、
大気汚染防止や地球温暖化防止を図る。

効 果

・自家用車に頼り過ぎない生活が身につき、地域とのコミュニケーションが
図られ、健康増進にもなる。

内 容

- くるくるバスの利用を促進する。
- 低公害車の導入を促進する。
- 自転車通行空間の整備を促進する。
 - ・平坦な本市の地理的特性を生かして、安全に楽しく走行できる自転車
道の整備を促進する。

目 標

- ◇くるくるバスに対する市民のニーズを把握し、車両の種類や運行形態、
他の公共交通との連携など、更なる利便性の向上を図る。
- ◇全市的に低公害車の導入が進み、徒歩や自転車利用により、省エネル
ギーや省資源化を進める。

関係課

資産活用課、商工課、環境課、土木港湾課、都市計画課、都市整備課



くるくるバス

まちづくり・ライフスタイル ③へきなんの景観保存・創造プロジェクト

目 的

先人から受け継いだ建物や環境を保全して、次世代以降に碧南らしい町並みや生活環境を残す。また、水辺のまち「碧南」らしい景観を形成する。

効 果

・歴史的、文化的な魅力ある景観が形成される。

内 容

- 行政、市民協働で残したい景観の調査及び選定をする。
- 景観の基本方針に基づいて景観を保全する。
- 目指すべき碧南の町並みや安心して住める生活環境づくりを行政、市民協働で継続的に推進する。

目 標

◇「心のふるさと」として魅力ある景観を市民一人ひとりが持ち、それを守るための環境活動を実践する。

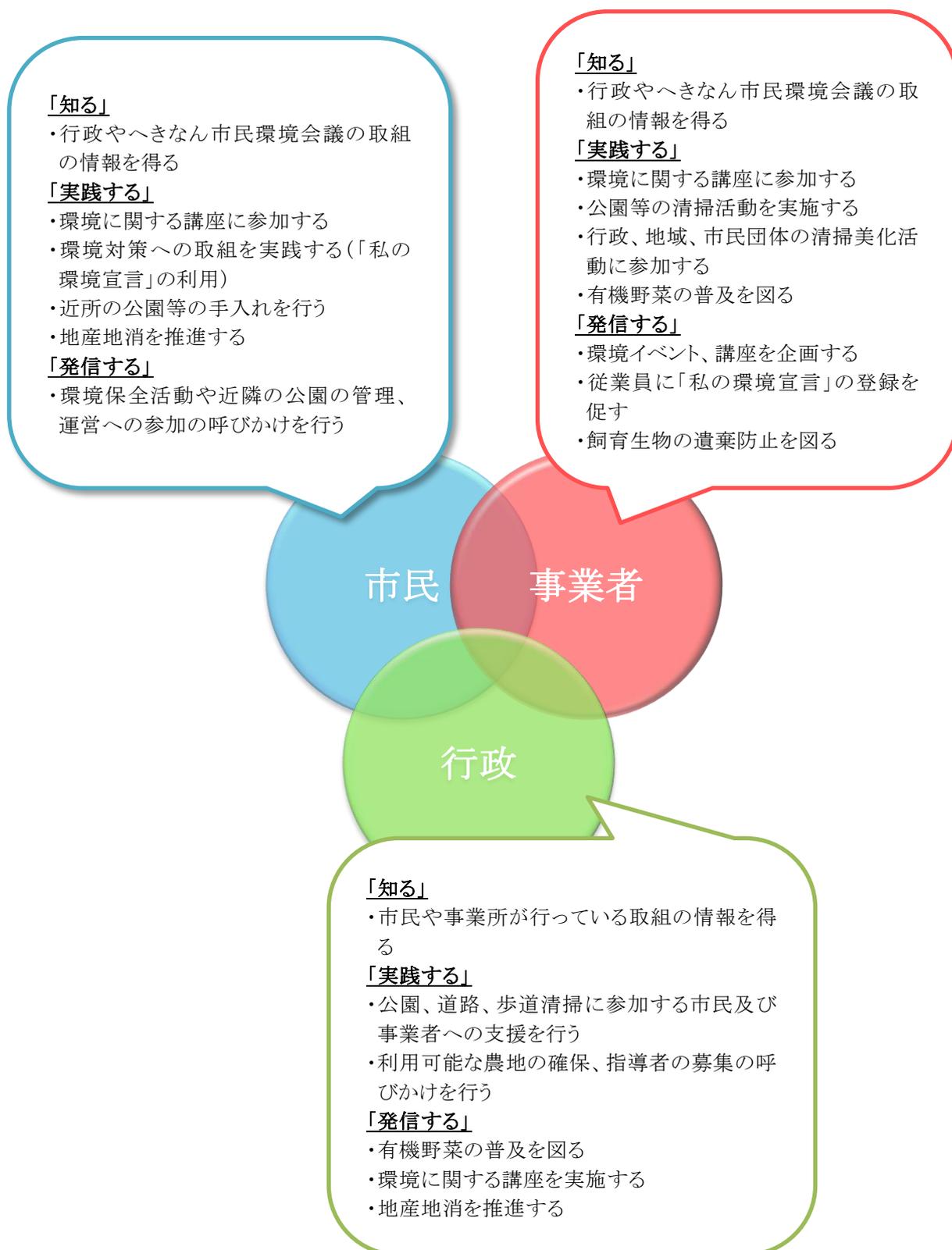
関係課

土木港湾課、都市計画課、都市整備課、文化財課



水辺の夕暮れ

3 ひとつづくり・環境意識への種まき



ひとづくり・環境意識への種まき ①環境きっかけプロジェクト

目的

身近な自然や出来事に目を向けて、楽しく充実した活動を継続的にできるきっかけをつくる。

効果

- ・参加者の環境活動への関心が深まり、活動が継続する。
- ・リーディングプロジェクト等の目標が達成できる。

内容

- 環境に関心をもってもらえるような講座を開講する。
- 近隣の身近な自然に触れられるきっかけづくりを行う。

目標

環境に関連した活動に取り組む人や、イベントに参加する人が増加すること。

関係課

環境課



野鳥観察会

ひとづくり・環境意識への種まき

②みんなでやろう「私の環境宣言」プロジェクト

目 的

環境を良くする、あるいはこれ以上悪くしないために、自分たちのできる身近なことを「私の環境宣言」として宣言してもらい、それを実行することによって、本市の環境を保全し、さらに向上させる。

効 果

- ・環境基本計画や目標について市民の関心が高まる。
- ・互いに環境宣言をすることにより、推進活動の実践意欲が高揚する。
- ・市民全体の環境行動がレベルアップし、本市の環境が良くなる。

内 容

- 自ら環境配慮に対する宣言を行い、実践に向け行動していく。
- 学校、幼稚園及び保育園に対しても、積極的に環境に関連する情報を提供するとともに、生徒、児童及び園児の環境教育で環境保全について考え、行動する機会を設けるように働きかける。
- 環境宣言の啓発、推進及び実践報告を行い、継続的な推進を図る。

目 標

- ◇宣言実践状況を広報等で報告する。
- ◇環境宣言を行う機会を増やす。

関係課

環境課



環境宣言への登録

ひとづくり・環境意識への種まき ③碧(みどり)の道 里親プロジェクト

目 的

市民と行政が一緒になって公園の未来像づくりや管理運営に取り組み市民が道路及び歩道の清掃と美化に取り組むことによって、市民が自分たちの公園や道路として大切にす機運を高める。

効 果

- ・行政への関心が高まるとともに、行政と市民が連携できるようになる。
- ・市民のボランティア活動への意識が高まる。
- ・自然(土・花・樹木等)との接触機会が増し、自然の厳しさ及び美しさが体感できることで、自然保護への関心が高まる。
- ・道路及び公園がきれいになる。

内 容

- 本市内の道路側の花壇及び小木の手入れや公園の手入れを行う市民ボランティアや里親のなり手を増やしていく。
- 市民参画による碧南の公園等の未来像作り、管理及び運営を行う。
 - ・市民参画による碧南の公園等(市道等の実施可能な道路含む)の未来像づくり。
 - ・公園の新設や改修に関して、市民と行政が一緒になって考え、市民参画による整備、管理及び運営できるようにしていく。
- 市民による道路や歩道の清掃美化活動を発展させる。〔団体(会社、グループ)、個人(自宅周辺)〕

目 標

- ◇定められた道路・公園の花壇・小木を里親が適切に管理し、きれいになっている。
- ◇市民参画の公園が実現し、市民が市と協力して公園を管理している。
- ◇碧の道里親登録件数
《年間:団体10件以上、個人100件以上》

関係課

環境課、都市整備課



碧の道に登録された道路

ひとづくり・環境意識への種まき ④土、食大切プロジェクト

目的

農業や漁業を体験する機会を設けることによって、農産物や水産物など土や海の恵みによる食を大切にする市民を増やす。さらに、次世代を担う子どもたちの土、食(農産物・水産物)への関心を高める。それによって、農業者の減農薬・有機栽培等の環境保全型農業への取組を促進する。

効果

- ・土、食の安全に関心を持つ人が増える。
- ・自然との接触機会が増え、自然の厳しさ、うれしさ(ものづくりの楽しさ、収穫の喜び、食べたときのおいしさ等)が体験でき、農業や農作物への理解が高まる。
- ・野菜は見た目ではなく、旬のものがおいしくて安全で、環境にもやさしいことが体験できる。
- ・消費者が自然のものや環境に優しいものを求めるようになることによって、環境保全型農業への転換が進む。
- ・三河湾で獲れる旬の水産物を食べることで、海、川の環境を考える。

内容

- 減農薬、有機農法等の環境保全型農業や安心・安全な作物生産をする農業者や指導者に指導を受ける。
- もぎとり体験農園を推進し、エコロジークッキング教室等を実施する。
- 体験農園や市民農園の活用により、農業体験者を市内に順次増やしていく。
- 地産地消^{注1}を推進する。
- 体験学習を通じ三河湾の水産物に親しみをもってもらう。

目標

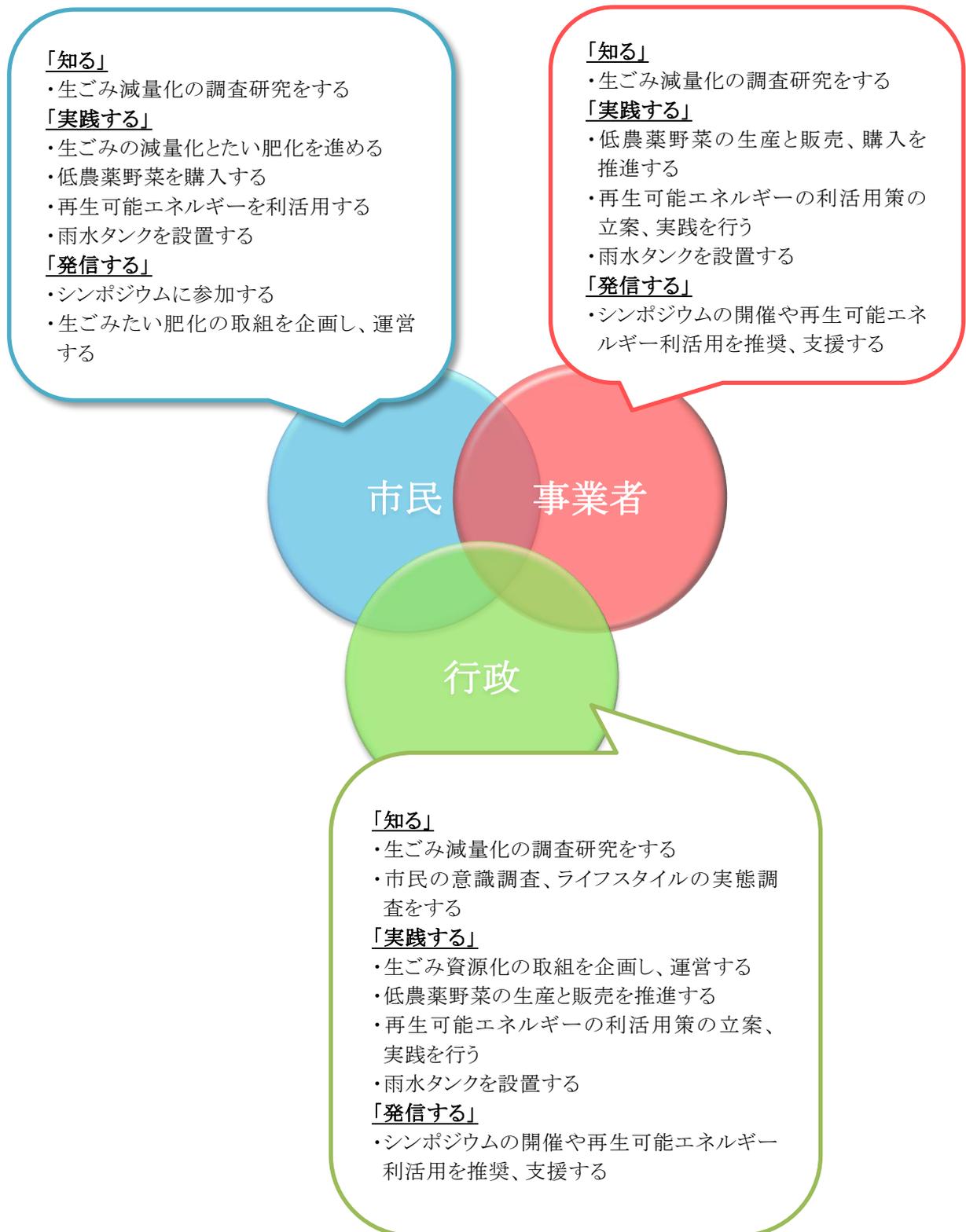
- ◇市民が、土や食に関心を持ち、食の安全を重視するようになり、環境保全型農業が地域に定着する。
- ◇学校給食における市内農水産物使用割合の増加
- ◇食品の食べ残しや廃棄を少なくするための取組を行っている市民の割合の増加

関係課

農業水産課、環境課、学校教育課

^{注1} 地産地消: 地元で生産されたものを地元で消費すること

4 資源循環・低炭素



資源循環・低炭素 ①生ごみ活用循環プロジェクト

目的

家庭等から排出される可燃ごみ、特に生ごみの減量化並びに資源化を促進するとともに、市民のごみに対する意識の高揚と生活環境の整備を図り、資源循環型社会を形成する。

効果

- ・ごみ焼却炉からの二酸化炭素排出量の低減によって、地球温暖化防止になる。
- ・ばい煙、ダイオキシン類等の発生量の低減によって、大気汚染防止になる。
- ・ごみ処理費用が削減される。

内容

- 生ごみの分別徹底と資源化を図る。
- 生ごみ処理キットを配布し堆肥化を実践する。
- 生ごみたい肥を家庭菜園等で有効利用する。

目標

◇生ごみの減量は、ごみ全体の減量に大きく貢献するとともに家庭菜園等、生活の潤いにつながるので、市を挙げて方策を練り、実施する。

関係課

こども課、環境課

備考

- ・「おとましい推進プロジェクトで家庭からの生ごみの減量を図る。」と関連。



資源循環・低炭素 ②再生可能エネルギー(太陽光等)利活用推進プロジェクト

目的

太陽光等の再生可能エネルギーの利活用を推進することにより、二酸化炭素排出量を削減し、地球温暖化防止に寄与する。

効果

・市民、事業者、行政が連携し、太陽光等の再生可能エネルギーの利活用を推進することにより、地球の環境保全に寄与し、生活の中に環境保全の輪を根付かせる。

内容

- 講座等による再生可能エネルギーの啓発
 - ・再生可能エネルギー利活用の必要性について啓発する。
 - ・本市の地勢、気候等、土地柄にあった、再生可能エネルギーシステムの情報提供を行う。
- 太陽光発電電力蓄電池の普及を図る。
- 再生可能エネルギーを利活用する。
 - ・公共施設、一般住宅への「太陽光発電システム」の導入を推進する。
- 燃料電池自動車(FCV)の普及及び啓蒙を図る。

目標

◇太陽光等の再生可能エネルギーの利活用が普及し、市民生活の中に定着する。

関係課

資産活用課、こども課、環境課、建築課、庶務課



太陽光発電システム

資源循環・低炭素 ③天の恵み 雨水利用プロジェクト

目的

水資源の有効活用と水不足の緩和のために、雨水の利用を促進する。

効果

- ・節水になる。
- ・緊急災害時の非常用水の確保になる。

内容

- 下水道接続で不要となる浄化槽の雨水貯留槽への用途変え助成金制度を広く市民に知らせる。
- 雨水タンク施設設置の補助制度を推進する。
- 雨水利用による利点を知らせるポスターを学校や市民の集まる公共施設に貼り出す。
- 雨水利用の利点、打ち水の有益性についてイベント等を通じ、啓発を図る。
- 水資源有効活用の必要性を学ぶ。
- 公共施設は新築時に雨水タンク施設を設けることとし、順次既存の施設へも導入を図る。
- 雨水を公共施設の中水道水として利用(トイレの流し水、樹木への散水)する。
- 雨水を一般家庭の洗車・打ち水や樹木への散水として利用する。

目標

- ◇雨水タンク設置数を増やす。
- ◇雨水貯留槽への転用数を増やす。

関係課

資産活用課、環境課、建築課、下水道課



1 計画推進方針

計画は、実行されなければ「画に描いた餅」に終わってしまいます。本計画に示された様々な施策を実行に移すには、それを進めるための体制の整備が必要です。また、計画全体の進行度合いをチェックし、個別施策及びリーディングプロジェクトの適切な実施や相互調整等、うまくコントロールする仕組みも必要です。

環境基本計画では、行政だけでなく、市民や事業者の主体的な取組のほか、これらのパートナーシップによって相乗効果をもたらすような取組が重要です。そのため、本計画は初期段階からパートナーシップ型で策定しましたが、引き続き、パートナーシップの下に計画を推進していくことを基本的な考え方とします。

2 推進及び活動の体制

■個別施策及びパートナーシップによる計画の推進

個別施策及びリーディングプロジェクトについて、市民、事業者、行政が協働で具体的に計画を進めていくため、市民、事業者、行政の三者で構成されるへきなん市民環境会議で点検、調整を図りながら活動を継続します。また、碧南市環境審議会が計画進捗状況を点検し、へきなん市民環境会議とで構成する推進体制を構築することにより、計画を推進します。

なお、進捗管理の対象としては、本計画が包含する碧南市生物多様性地域戦略と碧南市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を含みます。

■市役所内部の庁内横断組織

計画の実施には、庁内各部局が相互に連携することが必要となるため、庁内に横断的な組織を設置します。この組織は、個別施策及びリーディングプロジェクトの実施に関する庁内の調整、計画の進行管理を行います。

■環境保全活動への支援

市民及び事業者が自主的に行う地域での活動に対して支援するとともに、それぞれが自立して活動できるよう支援します。また、自主的及び自律的に活動することで、人材育成効果も期待しています。

3 進行管理

PDCAサイクルにより計画の進行管理を行います。PDCAとは、Plan(計画)、Do(実行)、Check(点検・評価)、Action(見直し)のことで、これらを繰り返し行うことで、計画の進行状況を把握し、課題を解決しながら改善を図り、実行に移します。

そのツールとして「環境の状況に関する報告書」(以後「報告書」という。)を用います。報告書は、計画の全体的な進捗状況及び達成目標への到達状況を把握し、評価及び見直し内容を市民、事業者、行政に明らかにするものとして位置づけます。さらに、報告書に対して広く市民からの意見を求め、それを反映するように工夫します。

■体制のイメージ

